

衆議院 法務委員會 議 録 第 五 号

昭和六十一年四月十一日(金曜日)
午前十時二十分開議

出席委員

委員長 福家 俊一君

理事 稻葉 修君 理事 上村千一郎君

理事 太田 誠一君 理事 村上 茂利君

理事 天野 等君 理事 松浦 利尚君

理事 岡本 富夫君 理事 横手 文雄君

理事 衛藤征士郎君 高村 正彦君

理事 稲葉 誠一君 小澤 克介君

理事 武藤 山治君 山本 政弘君

理事 中村 巖君 橋本 文彦君

理事 柴田 睦夫君 林 百郎君

出席國務大臣

法務大臣 鈴木 省吾君

出席府委員

法務大臣官房長 根來 泰周君

法務大臣官房司 井嶋 一友君

法法制調査部長 但木 敬一君

法法制調査部参事官 末永 秀夫君

法務委員會調査室長

委員外の出席者

法務大臣官房司 但木 敬一君

法法制調査部参事官 末永 秀夫君

法務委員會調査室長

委員の異動

四月九日 補欠選任

辭任 衛藤征士郎君 佐藤 隆君

高村 正彦君 野呂田芳成君

稲葉 誠一君 山花 貞夫君

安倍 基雄君 伊藤 英成君

同日 補欠選任

辭任

第一類第三号

法務委員會議録第五号

昭和六十一年四月十一日

佐藤 隆君 衛藤征士郎君
野呂田芳成君 高村 正彦君
山花 貞夫君 稲葉 誠一君
伊藤 英成君 安倍 基雄君

本日の會議に付した案件
参考人出頭要求に関する件

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法案(内閣提出第八一号)

○福家委員長 これより會議を開きます。
内閣提出、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法案を議題といたします。

まず、趣旨の説明を聴取いたします。鈴木法務大臣。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法案
(本号末尾に掲載)

○鈴木國務大臣 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

近年、我が国と諸外国との人的、物的交流は活発化の一途をたどっており、これに伴い、国際的法律事務もますます増大する傾向にあります。しかしながら、我が国の現行制度は、外国法について専門的知識を有する外国の弁護士が我が国において事務所を開設して法律事務を行う道を閉ざしており、増大する国際的法律事務に的確に対処するには不十分なものとなってきていると言わざるを得ず、他方、我が国の弁護士が外国において日本法に関する法律事務を行うことも必ずしも十分に保証されているとはいえない状況にあります。

そこで、この法律案は、このような状況にかんがみ、涉外的法律関係の安定を図り、あわせて、外国における日本法に関する法律事務の取り扱いの充実に資するため、相互の保証のもとに、外国の弁護士となる資格を有する者が国内において外国法に関する法律事務を取り扱うことができる道を開き、かつ、その法律事務の取り扱いを弁護士の例に準じて規律する等の特別の措置を講じようとするものであります。

この法律案の要点を申し上げますと、
第一は、外国法事務弁護士となるには、法務大臣の承認を受け、かつ、日本弁護士連合会の登録を受けなければならないものと、その要件及び手続を定めるものとしております。

すなわち、まず、相互主義の要件を満たす外国の弁護士となる資格を有し、かつ、五年以上当該外国において実務を行った経験を有すること等の一定の基準に適合する者は、法務大臣の承認を受けることができるものとするとともに、その承認申請手続等について所要の規定を設けることとしたしております。次に、法務大臣の承認を受けた者が外国法事務弁護士となるには、日本弁護士連合会に備える外国法事務弁護士名簿への登録を受けなければならないものとするとともに、我が国の弁護士の例に準じた登録請求手続等を定めることとしたしております。

第二は、外国法事務弁護士の職責及び業務の範囲を定めるものとしております。すなわち、外国法事務弁護士は、我が国の弁護士と同様の使命及び職責を有するものとするとともに、我が国の裁判所における訴訟手続の代理等一定の法律事務を除き、原資格を取得した外国の法に關する法律事務を行うことを職務とするものとしたしております。また、他の外国の弁護士となる資格を有する等一定の要件を備える外国法事務弁護士は、当該外国の法につき法務大臣の指定を受け、かつ、外国法事務弁護士名簿の登録に指定法の付記を受けたときは、原資格を取得した外国の法に關する法律事務のほか、指定法に關する法律事務を行うことができることとしたしております。

第三は、外国法事務弁護士の権利及び義務を定め、その業務の適正を図るものとしております。すなわち、外国法事務弁護士の権利及び義務は我が国の弁護士の例に準ずるものとするほか、外国法事務弁護士の名称、事務所、我が国の弁護士との関係等について、外国法事務弁護士の特性に応じた規律をすることとしたしております。

第四は、外国法事務弁護士は弁護士会及び日本弁護士連合会に入会するものとし、弁護士会及び日本弁護士連合会が、その指導、連絡及び監督に關する事務を行うものとしております。

すなわち、弁護士会及び日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士に關し会則を定めるものとし、外国法事務弁護士は、その制定または改廃の議決に加わることができるものとしております。

第五は、外国法事務弁護士の登録及び懲戒に關する処分の適正を図るため、日本弁護士連合会に特別の機関を置くものとしております。すなわち、登録に關する審査を行う外国法事務弁護士登録審査会、懲戒に關する調査を行う外国法事務弁護士綱紀委員会及び懲戒に關する審査を行う外国法事務弁護士懲戒委員会を置くものと、弁護士、裁判官、検察官、政府職員及び学識経験者がその委員となることとしたしております。以上が外国弁護士による法律事務の取扱いに關

する特別措置法案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○福家委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○福家委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。高村正彦君。

○高村委員 今伺いました提案理由によりまして、我が国と諸外国との人的、物的交流が活発化したことに伴って、国際的法律事務が増加しているが、その反面、これらの事務に的確に対処するには不十分な状況にあるということでありましたが、このあたりの現状と問題点について概略を説明していただきたいと思ひます。

○井嶋政府委員 答えたいと思ひます。

最近における世界経済の発展と国際社会の緊密化に伴ひまして、我が国と外国との間の人的、物的交流が活発化していることは御案内のとおりでございます。六十年版の通商白書によりまして、昭和四十年と昭和五十九年を比較いたしますと、我が国の輸出額は約十三倍、輸入額は約十一倍と、それぞれ増加しております。また、日本人の出国数、これが約三十倍、さらに、その中で海外支店に勤務する者、これが約十五倍、外国人の入国数は約八倍というふう増加をしておるわけであります。

このように人的、物的交流が活発化いたしますに伴ひまして、必然的に輸出入契約あるいは代理店契約、合併事業契約、ライセンス契約といったような各種の国際的な契約関係の事務が増加するわけでございまして、伴ひまして契約締結の代理あるいは契約文書の作成といったようなことが多くなる。そういったしますと、当然外国の会社法でありますとか税法あるいは外国為替法、独占禁止法といったような外国の法令の解釈、適用をめぐりまして、その鑑定あるいは法律相談といったよ

うな国際取引をめぐります法律事務、あるいは外国人が関係いたします身分関係の法律事務といったようなものが増加することが考えられるわけでございまして。

〔委員長退席、太田委員長代理着席〕

そして、今後こういった人的、物的交流が増加いたしますと、さらにこれが増大していくであろうということが容易に推測されるわけでございまして。しかも、こういった国際取引が活発化いたしますと、当然、多国籍取引でございまして、多国籍企業の場合の例に見られますように、多くの国が関係をするというふうなことが多くなるわけでございまして、必然的にその法律知識というものが、一人の個人の法律知識を超えまして、広く対応しなければならぬということも起るわけでございまして。そういった意味で、そういった要素を含みます国際的な法律事務を適正に処理するためには、やはり専門化した弁護士による共同作業といったようなものが、あるいは密接な情報交換といったものが不可欠になるという時代に突入してきていと言えらるのではないかとと思ひます。

しかしながら、我が国におきましては、弁護士は個人経営を原則としておりまして、いまだそういった国際化に対応する専門化は十分に行われていない現状でございまして。さらに、こういったものは英語を主とした外国語を用いて行ふのが通例でございまして、そういった語学力あるいは交渉能力といったようなもの、それから国際取引に関するいろいろな経験といったものが必ずしも十分ではないのではないかと、さらに、依頼者の要求にそういった意味で十分対応していないのではないかとというようなことが言われているわけでございまして。そういった意味で、最近の国際的法律事務については我が国の弁護士のみでは賄えないような状態になっているのではないかと、いうふうに言われております。

こういった現状は、いろいろな歴史的なものであるいは国際的な環境といったものが大きく影響していると思ひますけれども、これらの事態を一朝

一夕に解決していくということは不可能ではないかと思はれるのでありまして、ここで外国法律事務弁護士制度を設けることによりまして弁護士との国際的な交流を図る、それを通じて我が国の弁護士の国際化を進めていくというのが、この制度の趣旨でございまして。

○高村委員 本法案の目的の一つとして「外国における日本法に関する法律事務の取扱いの充実に資する」ということが掲げられているわけでありますが、本法を制定することがなぜ外国における日本法の法律事務の充実につながることになるのかということと、外国における日本法に関する法律事務の現状、需要の程度、将来の見通し等について説明していただきたいと思ひます。

○井嶋政府委員 まず外国における日本法に関する法律事務の取扱いの現状でございまして、現在我が国の弁護士が海外で活動している数は極めて少のうございまして。昭和五十九年の九月の外務省調べによりますと、我が国の弁護士資格を持つていて米国で活動している弁護士の数は六名である、米国の弁護士資格のみを持って活動している日本人は十一名である、米国でトレーニングという資格で活動している者が約十名であるということが判明しております。さらに、ヨーロッパにおきましてもイギリスその他に若干名の者が活動していると言われておるわけでございまして、いずれにいたしましても、全体として見ますと外国で活動しております弁護士は極めて少数であるということが言えるわけでございまして。したがって、外国における日本法に関する法律事務は、その国の弁護士によって直接に処理されるか、あるいは提携しております日本の弁護士を介して処理されるのが通常でございまして、場合によっては日本の弁護士が外国に出張して処理をしていくというふうなことも行われておるわけでございまして。またさらに、外国に進出しております企業の法務部といったところから日本法に関する情報が外国の弁護士に提供されているということも考えられるわけでございまして。そういった数でもって現在日

本法の国外における法律サービスが行われているわけでございましてけれども、これを明確に資料的に調べたものというものは残念ながら現在ございません。

しかしながら、我が国からは御案内のとおり電気機器、化学、繊維といったような製造業あるいは金融あるいは保険業といったような多くの企業が外国に進出しておりまして、一九八四年の民間の統計によりますと、進出しております数、累積でいきますと約七千五百社、さらに米国についてだけ見ますと、進出しております企業は州ごとの累積で約千五百社あると言われております。さらに、我が国の銀行の支店あるいは事務所の出出ししておりますのは、アメリカ全州で約八十に上っております。

このような海外に進出しております企業の増大に伴ひまして、企業活動に関連する日本法に関する法律事務が必然的に増加し、また、外国に在留する邦人の増加に伴ひまして、その日常生活から生ずるいろいろな法律事件あるいは親族、相続に関する法律事件等、日本法が問題となる案件も増加しているものと考えられます。さらに、我が国に進出しようとしております外国企業あるいは我が国と取引しようとしております外国企業は我が国に伴ひまして、我が国のいろいろな法令に関するサービスの提供につきましても海外でやはり需要が増加してきているものだというふうな考えられるわけでございまして。

そういった意味で、外国におきまして我が国の弁護士による日本法に関する良質の法律サービスが提供されますことは、在外邦人の生活の安定にも資しますし、さらに海外に進出した企業活動の円滑化にも貢献するものでありましようし、さらに我が国へ進出しようとする外国企業に対しましてもそういった面で貢献が期待されるところでございまして。そういった意味で、こういった国際化の今日におきまして、この制度は非常に有用な制度ではないだろうかということでございまして。そういった意味で、この法律におきましては相互主義

の原則を採用いたしました。外国が我が国の弁護士を受け入れる制度をより多くつくっていく、好ましい結果が生じることを期待しているわけでございます。

以上でございます。

○高村委員 大臣にお伺いします。

弁護士制度というのは、国の根幹をなす司法制度の一環であります。しかし、この問題は日米経済摩擦という貿易摩擦に端を発したというわけであり、この問題について政府としてはどういう方針で対処してこられたのか、簡単に御説明いただきたいと思います。

○鈴木国務大臣 先生既に御案内と思っております。アメリカあるいはECからかねて、日本の国内においてそれぞれの国の弁護士資格を持っている者が事務を行いたいという要望が、しかもそれが貿易摩擦の一環ということで出てまいりました。しかし、今お話しのように、それぞれ各国は司法制度というものは独特の、独自のものを持っております。しかもまた、日本の弁護士というのはこれまた本当に自治権を持った団体でございますから、そういうことを十分考えまして、そして日本の司法制度の中に果たしてそれがうまく取り入れられて、特に弁護士会との連絡が十分にできるかということ念頭に置きまして、実は日本弁護士連合会ともたびたび協議をいたし、そしてまたアメリカ、ECとも協議をいたし、そして後ほど御説明等も事務局からあらうかと思っておりますけれども、日本弁護士連合会の方でこういう要綱ならひとつ受け入れてよろしいのではないかとこの提案がございました。その提案を政府といたしまして検討いたしましたところ、適切な案であらうという考えを、さらにまたそれをアメリカなりECとも協議をいたしまして、そして実は本提案に至ったような次第でございます。

○高村委員 大臣おっしゃったように、政府も当初から日弁連の自主性を尊重すると明言してこられたわけでありまして、また日弁連の方もそれにこたえて、この法案の基礎になったような要綱を

立派につくられたということで、まさに高度の自主性と自治権を持つに足る団体であるということ、高く敬意を表しているわけでありまして、けれども、この問題について外国との交渉にはまさに政府が当たった、当然のことでございますが、その中で日弁連の意向がどういふふうで反映されてきたのか、あるいはその結果できたこの法案についてアメリカはどういう反応を示しているのか、そういうことについてお伺いしたいと思っております。

○井嶋政府委員 御案内のように、この問題は昭和五十七年にアメリカの政府レベルの提案があったことに端を発して政府間の交渉ということが行われることになったわけでございますけれども、アメリカとの間では、この貿易委員会あるいは日米フォーアアップ会合あるいは実務者会議といったようなもので協議を尽くしてまいりました。また、協議も行いましたし、日弁連も独自のパイプでアメリカとの協議も尽くされたわけでございます。しかし政府といたしましては、先ほど大臣も述べましたように、この問題は経済的な観点からのみ対処すべきものではない、我が国の司法制度あるいは弁護士制度の枠組みの中で解決されるべき問題であるという基本方針と、それから弁護士の方にかかわる問題であるから、自治権を有している日弁連の自主性を尊重しよう、こういう基本的姿勢でもって終始一貫この交渉に当たってまいりました。

こういふ二つの外国との諸協議におきましても、私どもはこの二つの基本姿勢を始終一貫堅持いたしまして、日弁連がそれぞれの段階に応じて自主的な意見の形成とすべく、例えれば昨年九月の第一次案あるいは昨年十二月の臨時総会の決議あるいは最終的につくりました本年二月六日の制度要綱案といったものをそなえた基本方針のもとに外国に説明、説得を繰り返したわけでありまして、その結果諸外国も我が政府の対応ぶり、すなわち司法

制度の枠組みの中でこの問題を解決しようとしていくということについての十分な理解を得ることができました。結果、今日の法案に結実したものでございます。すなわち、私どもは日弁連の自主性を最後まで貫いたというふうで考えているわけでございます。諸外国もそういう意味で十分日本の司法制度の枠組みを尊重してくれた結果であるというふうに考えております。

○高村委員 この制度をつくるに当たって相互主義をとったということは私は至極当然のことであると思うわけであり、アメリカ合衆国において今外国弁護士を受け入れる実情はどうなっているかということについてお尋ねしたいと思います。

○井嶋政府委員 委員御案内のとおり、アメリカにおきましては州単位に弁護士資格が付与される制度になっておられます。現在アメリカにおきましてはニューヨーク州、ミシガン州、それからワシントンDC、この三州が外国弁護士を受け入れる制度を持っております。さらにカリフォルニア州及びハワイ州が現在ドラフトを検討中でございます。米政府の予測では本年中にはこの二つの州も開くであろうというふうに言われております。

○高村委員 外国弁護士の名称の問題についてであります。昨年暮れの日本弁護士連合会臨時総会において我が国の弁護士との混同をきたさない名称とするという形で留保されていたわけであり、本法案によりまして外国法事務弁護士となつていくわけであり、ごく一部でありまして、日弁連の中には弁護士という名前を使つてはいけないのだという声もあつたやに聞いておりますが、その点外国法事務弁護士という名前になった経緯とこの妥当性についてお尋ねしたいと思います。

○井嶋政府委員 委員御案内のとおり、日弁連内の一部に弁護士という語を使うことについての反対意見がございました。それは恐らく、弁護士という名称を用いれば我が国の国民に定着している

弁護士のイメージと混同を招くということ、あるいは諸外国において外国弁護士を受け入れる制度を持つて国においては本来のそれぞれの国の弁護士とは違う名称を用いているではないかということ、こういったことが理由になつていたと思ひます。しかしながら、この今度の制度によつて受け入れます外国法事務弁護士は、まさに我が国の弁護士と同質性のある法律事務を取り扱うものでございます。さらに、我が国におきましては、委員御案内のとおり我が国独特の制度として日弁連の自治というものがございまして、この外国法事務弁護士を日弁連の自治の中に取り入れて、お互い自律しながら事務を行っていくという制度を構築するためには、やはり弁護士の仲間である、弁護士と同質であるということを実ともに定める必要があるという議論から、この外国法事務弁護士という名称の中には弁護士という名称を用いる必要があるというのが政府あるいは日弁連の中のお考えでございます。結局そういった議論がかわれまして、最終的には本年二月二十一日の定例理事会におきまして圧倒的多数をもって外国法事務弁護士という名称が採用されるに至つたわけでございます。

ところで、この外国法事務弁護士という意味でございますけれども、外国法事務弁護士は外国法に関する法律事務のみを行います。さらに法廷には出廷できないという制限もございまして、そういった意味で、日本の中では法廷に出ない弁護士を事務弁護士という名称で呼ぶ。つまり御案内のようにイギリスのソリシタがそういう制度になつておられるわけでございます。ソリシタの日本訳として事務弁護士という訳が既に法曹界の中では定着をいたしております。そういう意味で外国法を取り扱えない、そして法廷活動ができないという外国法事務弁護士の特性を考えますと、まさにそういった特性に応じた名前ではないでしょうかということ、この名称が採用されたわけでございます。私どももこの名称は極めて妥当であるというふうに考えております。

○高村委員 外国法事務弁護士の職務範囲についてであります。原則として原資格を取得した外国の法、そして例外として法務大臣の指定を受けたいわゆる指定法、その二つに限られているわけでありまして、これについてアメリカやE.C.の要望との間には若干の開きがあったというようなことも聞いているわけでありまして、その辺のところをごく簡単に結構ですが御説明いただきたいと思ひます。

○井嶋政府委員 御指摘のとおり、今度の制度では、その職務範囲をいまして取り扱いますのは原資格法に關する法律事務が原則でございます。そしてさらに、法務大臣が指定をいたしますと、その知識が制度的に保証されている外国弁護士につきましては指定法の事務につきましても法律事務を行うことができるという制度にしておるわけでございます。

この点につきましては、アメリカあるいはE.C.諸国の要望は、自国法つまり原資格法に限らず広く外国法一般を職務範囲とすべきであるという主張があったわけでありまして、御指摘のとおりその間に開きがあるわけでございます。しかし、そこで確かに選択の方法をいまして外国法一般を職務範囲とするかあるいは原資格法に限定をするかというのとは一つの政策の判断だろと思ひますけれども、外国の例で見ますと、例えばドイツでは自国法に限って外国弁護士を受け入れておるというところがございます。その他は外国法一般をやらせておるというところがございます。諸外国の例によりましてその選択は二つの幅があるわけでございますが、結局今回採用いたしました制度は、やはり外国の弁護士を無試験で日本に入れる以上は、外国でその知識が制度的に保証されていること、つまり、その当該国の司法試験をパスしていることによりましてその知識が制度的に保証されていることになりまして、そういう保証のある法律知識を我が国に取り入れるということが我が国の現状に一番マッチするのではないだろうかという選択をしたわけでございます。

まして、そういった意味で我が国の考え方を諸外国に種々説得、説明をしたわけでございます。その結果今日の法案に結実しておるということでございます。

○高村委員 我が国の弁護士と外国法事務弁護士の間の雇用関係についてお尋ねいたしますが、法案によりまして、我が国の弁護士は外国法事務弁護士を雇用することはできるがその反対はできないということになっておるわけでありまして、この理由を御説明いただきたいと思ひます。

また、それと同時に、事務所の共同経営の問題でございますが、この共同経営を禁止されている理由をお尋ねしたいと思ひます。この共同経営の中に事務所の共同使用も含まれておるのかどうか、その点についてもあわせてお尋ねいたします。

○井嶋政府委員 雇用、共同経営を禁止する理由でございますけれども、先ほど申しましたように、外国法事務弁護士は日本法に關する法律事務ができません。そういう意味で、日本法の法律事務ができない外国法事務弁護士が日本弁護士を雇用いたします、あるいはこれと共同経営をいたしますと、結局その収益の増大を図るというような観点から、日本の弁護士あるいは共同経営者である日本の弁護士に對しましてその身分上の指揮監督を行うというようなことから、結局日本法の事務に介入してくる危険性が高いということが、この雇用あるいは共同経営を禁止しようとする考え方の基本でございます。この雇用、共同経営の禁止というものは、しかし我が国だけの考え方ではございませんで、御案内のとおり、ヨーロッパの諸国におきましてはやはりその国の弁護士と外国から受け入れた弁護士との雇用あるいは共同経営を禁止しているのが現状でございます。そういう意味で、やはりその当該国それぞれの国の弁護士の独立性を守る、あるいは倫理を守るといったような観点からそれぞれその外国がそういう制度を持っておりますから、それは合理性があるのだろと思ひうわけでございます。我が国の制度におきましても当面そういう制度を維持すべきではないか

ということでのこの制度を採用したわけでございます。ただ、実際の事務を行う上におきまして、やはり外国の弁護士と我が国の弁護士が共同的に事務を行うことが国際的な法律サービスの提供に有益であるという点は確かにございますので、そういった意味で、禁止いたしますのはあくまで限られた限度、つまり雇用及び共同経営という形態のみを禁止するわけでございます。例えば恒常的な事務所間の提携関係あるいは適正な経費配分による事務所の共同使用といったようなものは当然認めるといふことでございまして、実務的にはそれほどの支障は出ないだろうというふうに考えているわけでございます。

○高村委員 この問題の処理に当たって、政府が日弁連の自主性を尊重するとともにアメリカ等の要求に對して日本国の自主性を貫いていただいたということに深く敬意を表しまして、そしてまた、この法が施行されるまでに、先ほどアメリカは三州のみ開いているというふうなお話もありましたけれども、もう少し開いているように外交努力もしていただきますようにお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○太田委員長代理 天野等君。○天野(等)委員 最初に、この法案が法務省の方からお考えになつてなぜ必要なのだろうかという点で答えをいただきたいのですが、その問題は、この法案がつくられるまでになつてきた経過の中で、アメリカの通商代表部からの市場開放の一環としての申し入れというものがあつたと思ひうわけですが、この外国人弁護士を受け入れるかどうかという問題を、政府としてはそういう市場開放の一環というふうにお考えになつた上でこの法案の作成に踏み切られたのか、あるいは政府は政府として独自にお考えのもとにこの法案の作成に踏み切られたのか、そういう点を含めてひとつ大臣からお答えいただきたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 ただいま先生御指摘のように、貿易摩擦の一環として取り上げられたことは事実でございますけれども、その以前からそういう要望もアメリカとかE.C.からも参つておりました。しかし最近の国際交流の趨勢等を考えますと、ますます外国のそういう法律事務の需要がふえてくることも確かだと考えますし、また、こちらの方から外国へ行つてそういうことをやることの必要性もだんだん出てくるであろうというふうに考えます。

(太田委員長代理退席、委員長着席) さうなことで、契機としてはそういう貿易摩擦という契機がございましたけれども、何せこれは日本の司法制度の重要な問題でもあります。特に、自治権を持つております日本弁護士会、弁護士制度の問題との深いかかりもございまして、そういう観点から大局的に法務省といたしましても対応いたしました。十分これは日本弁護士会の自主的な御判断もいただかなければならないということで、累次日本弁護士会と協議をしながら実はそういう考えを進めてまいつた、こういうことでございます。

○天野(等)委員 そもそもこの弁護士業務の開放といふことは、外国人弁護士の受け入れというやうなことを経済関係懇談会というやうな場で議論されたといふこと自体が、日本の弁護士にとつてはかなり異質な感じを受けたのではないかと、私も弁護士の端くれでございますけれども、そういう感を持つてございまして、しかし、やはりそれはそれなりにそういう観点からの要素というものはあるのではないかと、この法案に對しては、そこで御尋ねをするのですが、政府としては、この外国人弁護士の受け入れというのを外国人弁護士の活動領域の拡大といふのですか、例えば、アメリカ人弁護士が日本とかあるいは東南アジアあるいは欧米諸国等に出ていって業務を営む、そういう弁護士業務の地域的な拡大といふのですか、そういうやうなことが今の貿易摩擦といふか経済

それで、これを禁止いたしました理由は、そもそもこれが行政法であつて日本法に関するものである。しかも行政手続というのは非常に技術的な部分が多いものですから、外国の弁護士がこれを全部理解してやることは無理であろう。それによつて依頼者が不測の損害をこうむることもあろう。日本の行政官庁に出す文書は、司法書士とかあるいは行政書士とかそういう特別の資格を持った人たちがこれを行っているのであつて、外国法事務弁護士というような日本の行政法手続について必ずしも正確な知識を有しない者がこれを行うことはやはり禁止せざるを得ないというふうに考えたわけでございます。

ただし、これはあくまでも手続問題でございますので、例えばアメリカの企業が通産省に何らかの関係で許可手続をしている、その中で通産省がこの点の要件が欠けているじゃないかというような問題がございまして、アメリカの企業が呼ばれた。そのときに本人と一緒にこの外国法事務弁護士がついていきまして、本人に何らかの質問があるときに本人との間でこれを補佐して助言するということ、これは別にここで禁止しているわけではないわけでございます。

外国法事務弁護士の主たるニーズというのは、必ずしも官公署に対する許可の申請手続の代理とかあるいはその手続文書をつくることとか、そういう点にあるのではなくて、官公署で言いますと、言つてみれば、今言いました補佐であるとかあるいは事実上の法律事務に当たらないような陳情ですとか、こういうものがあるであらうと思われまゝ。またそのほかにも、もちろん先生御案内のように、国際的な取引における契約締結とか、むしろそちらの方がメーンの需要であるというふうに考えております。

○天野(等)委員 もう一つの面の、弁護士業務そのものの地域的な拡大、これが貿易摩擦との関係で必要なんだ、そういう観点をお持ちなのかどうか。私たちが見ますと、弁護士が日本に来るということで貿易取支がどうなるかというようなもの

のではなさそうだというふうに思うのですがね。この辺はいかがなですか。

○井嶋政府委員 御指摘のとおり、弁護士の国際交流が活発化すれば、そのことが直接にそういう貿易上の数字になつてあらわれてくるかということになりますと、それは非常に難しい問題だろ

うと思います。ただ言えますことは、先ほども申しましたように、貿易摩擦が契機ではございましてけれども、現実を見ますと、やはり国際的な法律事務というものが増大をしている。ですから、そういう内外の情勢に適切に対応した制度をつくりまして、そしてそういう分野での法律生活の安定を図る

ということが大事なことで、今ここで要求されていることだというふうに受けとめたのが日弁連であり、我々政府、法務省であつたわけでございまして、そういう意味で、こういう情勢下にこの制度をつくるのが不可欠であつたというふう

に考えるわけでございます。おっしゃるような意味で、これが貿易摩擦の解消にすなわち直接的につながるかという御質問でございましてけれども、その点については非常に難しい問題でございまして、一言のものと御答弁申し上げることはできませんけれども、やはりそういう制度をつくりま

すことによりまして、貿易がスムーズにいくあるいはトラブルが少なくなる、そこで国際的な相互の信頼性も向上するといったことが期待されるわけでございますので、そういうフレームの中で貿易摩擦の問題あるいは貿易量の問題がどうい

ふうに転換していくかというのを考えるべきではないだろうかというふうに考えております。○天野(等)委員 弁護士業務の地域的な拡大といふこと自体について言えば、私もこれはもう当然考えなければならぬことだろ

うか、たとえばイギリスでいうバリスター、ソリシターですか、あるいはアメリカのアトニーとかいういろいろなものは果たして同じものなのだろうか、どれほどの同一性を持っているのだろうか

ということでは、やはりかなり問題があるのではないかと思うのです。例えば日本の弁護士法の場合には、もちろん御案内のとおり「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」というような弁護士の使命を大きく掲げております。これは弁護士は単なるサビース業ではないというこの表明だと思つておられるけれども、この点でアメリカの場合に、アメリカだけではないかもしれ

ません、ヨーロッパ諸国にしましても果たしてそういうふうに見えるものなのかどうか。その点で日本の弁護士というものが歴史的に見ればかなり特異な面では言えないかもしれませんが、やはり異質な面を持っているのじゃないだろうか。そ

ういう世界に受け入れるときに、特に人権擁護ということとその使命として掲げていくこの日本の弁護士社会の中に外国人弁護士を受け入れていくとい

うことがどれだけのできるのだろうか。また、そういうところからサビース業という面が非常に強く出てきている外国人弁護士を受け入れることによつて日本にのびのびと活動するものにも変化を来

してくるのではないだろうかということが日弁連の中でもいろいろに議論されてきたところでありましてけれども、この点については法務省としてはどういふふうにお考えでございましょうか。

○井嶋政府委員 御指摘の問題は二面あると私は思います。つまり弁護士の本質の問題と、弁護士の活動エリアと申しますか活動範囲の問題の面がある

のではないかと。御案内のように、例えアメリカの弁護士を例にとりま

すと、私も承知しております。先生がおっしゃるようなサビース業、つまり大きなローファームを構へましてそこに所属して専ら企業のサイドに対する法律サビースを提供するこ

と、つまりビジネスとしてそういうサビースをするという活動エリアがあることは確かでございます。しかし、御案内のようにアメリカの弁護士もすべてがそうではございませんで、その活動の範囲を拡大して日本の弁護士と同じような意味

での個人あるいは人権を守る、あるいは法廷に出

て正義の実現を図るというような形の活動を主としておる弁護士も多数おられるわけで、決してアメリカの弁護士イコールビジネスマンだといふこ

とにはならないのではないだろうか。またさらに、アメリカの弁護士は御案内のとおり政府関係の機関の中に入つてローヤーとして活動しているとい

とも五百人とも言われておりますけれども、戦後その数が増大する一方であるということも言われておるわけでございます。やはり日本の弁護士もそういった意味で時代の進展に即応した活動エリアの変化といったものが起こりつつあるわけでございまして、またこれからのそういうものが起こっていくのだからというふうに思われるわけでございます。

今申しましたことはそういった意味での活動エリアの比較でございますけれども、いずれにいたしましても、この国の弁護士もやはり基本は人の権利義務に関して代理人として法律業務を行うわけでございますから、やはり人権を守ることが基本でございますし、さらに法を通じて正義を実現するという司法の大きな枠の中で仕事をしている職種であるという意味におきましては、やはり正義の実現といったことも基本的な使命としておるはずでございます。我が国の一条、二条が我が国独特のものであるというふうに先ほど御指摘がございましたけれども、これはもう申し上げるまでもなく我が国の弁護士法はフランス法を引き写したわけでございます。つまりフランスの弁護士法の基本的な概念といったものが導入されたわけでございまして、そういった意味で私は弁護士の本質といったものは洋の東西を問わず同じであるというふうに思っています。ただ活動のエリアがそれぞれの国の事情によって変わってきておるということなのではないだろうかと思うわけでございます。

ところで、そういった中に外国法事務弁護士制度というものを日本に導入いたしますれば、確かに御指摘のように活動エリアの変化というものを与え促進すると申しますか、それにインパクトを与えることは確かであるかと思えます。しかし私は、外国の弁護士といえども今申しました意味で伝統的な本質の使命を持っておりますし、それぞれの弁護士はそれぞれの高い法律の素養と高い倫理基準の保持をやはり要請されておるわけでございしますから、そういった意味でもまさに日本の弁護士

と全く変わらない質を持った人たちだろうと思えますので、日本において導入しますと活動エリアの変化が起こりましようけれども、私は本質が揺らぐというような問題ではないというふうに確信をいたしております。

○天野(等)委員 その点で今度は相互主義との関係をちょっとお尋ねしたいと思うのですけれども、外国人弁護士を日本で受け入れるためには、やはり相互主義という形で日本でも当該外国あるいは外国と同視されるような州といいますが、そういうところで仕事ができることが必要だということになっておると思うのです。一見それはそれでわからなくはないのですけれども、よく考えてみますとなぜ相互主義が必要なんだろうか。日本にとつて外国人弁護士を受け入れる必要性というのは日本の司法の中に必要なんだというふうにかえれば、本来的には相互主義というふうなものについてこそ考えなくてはいいのじゃないかというふうにも私は考えられると思うのです。相互主義というものをこの法案の中で考えていかれるのか、この点はいかがですか。

○井嶋政府委員 先ほど来申し上げておりますけれども、確かに我が国へ外国弁護士を入れる必要があるということでは制度を考えればよいというふうにかえれば、それはそのとおりだろうと思えますが、しかし、先ほど来申しますように国際的な人的、物的な交流の拡大に伴いまして、国の中でももちろんございしますが国の外でも法律サービスの需要と申しますかそれが高まっております。また高まっておりますというところはこれは考えざるを得ない問題でございます。そういったものでそれによって対処するのかもしれないという段階で我々は考えるべきことだろうと思えます。

(委員長退席、太田委員長代理着席)
そういったしますと、国内におけるそういった国際的法律サービスの充実向上を図るとともに、外国におけるそういった日本法のサービスの需要に對

応してその充実と向上を図るということも、これは施策としては当然必要なのではないだろうか。そのことによつて現代の国際社会における法律的生活の安定を図るというのがやはり大きな意味で必要なのではないだろうかというふうに考えたのが、この相互主義を採用した大きな理由でございます。

○天野(等)委員 ということは、簡単に言えば日本にとつても企業が外国に進出していくといひますか、そういうようなときに日本人のリーガルコンサルタントが外国で活動できるようにというようなことが必要だ、そういう需要が高まっているんだという状況認識の中で行われていることなんですか。

○井嶋政府委員 先ほど申し上げましたように、日本から海外へ進出しております企業の数もふえておりますし、したがつてその活動範囲も広がつておるはずでございます。しかし、その企業のみを申し上げておるわけではございませんで、さらに我が国から海外に行きます邦人の数といったものも非常に増大する傾向にございます。外国に住んでおられます我が国の邦人が日常生活を送ります上におきまして、現代の社会では好むと好まざるにかかわらず法律関係にかかり合ひを持つということとは当然あり得るわけでございまして、また数がふえればふえるほどそういったかわり合ひもふえていくだろうというふうに思われます。そういったときにやはり日本語で日本の弁護士に相談ができるという需要、これもますます増大するだろう。それから例えば交通事故に遭つたあるいは飛行機事故に遭つたあるいは身分関係で離婚をしなければならぬ、いろいろな問題が起こらうと思ひます。そういったようなものがすべてやはり外国に日本の弁護士がいなければならぬという結果外国の弁護士に相談をせざるを得ないということになるわけでございしますが、外国の弁護士は日本のそういった日本人のマイナードも持ちませんし日本の風俗習慣その他伝統も知らないわけでございしますから、そういった環境の中でやはり日本

の弁護士が身近に來ているということの意味合ひはいかばかり大きいということを考えますと、この機会に、この制度をつくりましますときにそういったことに配慮をするというのは何よりも大事じゃないだろうかというふうに考えたわけでございします。

○天野(等)委員 そういう観点で、日本人が国際的に活動の分野が広がっているその中で日本人弁護士が外国における日本人あるいは日本企業にとつて必要になってきているんだという観点からの積極的な施策ということだとすれば、私としてはもつともつとその面を強めていかなければならないんじゃないだろうか、そういうことも思ひます。市場開放というふうな形でこの問題が提起をされたものですから、外国人弁護士を受け入れる受け入れ方というふうな観点からこの立法が考へられておるんじゃないだろうか、全体として見ても私そう考えられると思ひます。本来的に言へば日本の弁護士がそれとや外国でどう活動できるだろうか、どういふような活動が要請されるだろうかという視点をやはりもう少し考えなければならぬところというものはあるのじゃないかという気がするわけですが、その辺はいかがでございますか。

○但本説明員 確かに本法案で相互主義が関連をしておりますのは、十條の「承認の基準」で関連しているのと「承認の取消し」で関連してございします。その二條でございします。ただ私どもが考えたのは、実はこの法案全体がまさに相互主義の問題を考へつつつたものであると考へておるわけであります。すなわち、外国の弁護士を我が国で適正に受け入れることが逆に外国において我が国の弁護士を適正に受け入れてくれることのものであるんだという考えから全案を考へたつもりでございます。したがひまして、例えば職務の範囲で入会させますとか、そういうことは実はこれからの弁護士の国際交流のあるべき姿というふうなものを考へてつくつた構造でございまして、決

して我が国が外国の弁護士を受け入れる、それだけを考えてこの法案ができたわけではございません。

○天野(等)委員 確かに基本的なものとして外国人弁護士を日本の弁護士会が受け入れるという構造、これはやはりこの法案の一つの大きな特色だと思ふのです。現行のいろいろな弁護士が外国でもってどれだけの仕事ができるかというところで、各国の法制度等も調査室の方からの資料をいただいて読ましていただきましたけれども、弁護士が弁護士として受け入れられるといいますが、そういう例というのはまあ余り見当たらないんじゃないかな。もちろんいろいろな点で制度の違いがあるから一概には言えないのかもしれないが、弁護士が弁護士の補助として活動ができるというような感じを、全体としての大ざっぱな感じですけどもそんなふうに出てきたのです。日本も業務の内容を見ますとかなりの制限がございますから、実際に日本の弁護士の行っている業務と同じような形で外国人弁護士が日本の国内で業務を行うということにはならないでしょうけれども、弁護士が弁護士の団体の中で受け入れ、相互に影響し合うというように形にまず日本の法律ができたとした場合、これからの外国に對する日本弁護士の活動としてできるだけ弁護士が弁護士として受け入れられるようなそういう要求を今度こちらからしてもいいんじゃないか。名称の問題でも弁護士会の一部にも弁護士という名称を与える必要はないのじゃないかという意見もあるかというふうに出ておりますが、その根拠としては、外国ではほとんど同じ名称を使わせていることはないのだからということだと思ひます。名称の問題はその一つではありますけれども、日本ではこれを受け入れるということにしたわけですから、外国でも同じ弁護士の集まりの中に受け入れられるように、日本の弁護士が活動する場合にもそういう形で受け入れられるようにという方向をやはり考えていただきたい。それは外国の立法ですら直接にどうということでは

ないにしても、要求としてはむしろ出しているんじゃないかなというふうに出るのですが、この点はいかがでしょうか。

○井嶋政府委員 ただいま御指摘のございましたように、諸外国で外国の弁護士を受け入れております制度を持っている国を通観いたしますと、確かに弁護士という名称のもとに弁護士会に取り込んで仲間として受け入れるという形をとっているところはございません。しかしながら、アメリカで申しますとリーガルコンサルタントという名称になるわけでございますけれども、それはまさにアメリカの弁護士と同じような監督機関、つまり裁判所の監督に服してアメリカ弁護士に適用される倫理基準に従うといったことを要件として活動が認められておるわけでございまして、形式はともかく実質的には弁護士と同質のものとして取り扱っているというところは間違いないわけでございまして、フランスのコンセイユ・ジュリディックといひましてもやはりそれは職務の範囲が弁護士とは異なりましても、弁護士に對する監督と同じような形で監督が行われているというようにございまして、すべて諸外国で弁護士との同質性に着目して同じような監督をし、そして同じような倫理基準を守らせるといふことをやっておるわけでございまして、そういう意味で私どもの制度と本質的に変わるところはないと思ひます。今委員御指摘のように、弁護士と同質であるのだからむしろ弁護士会に受け入れて弁護士の仲間としてお互い助け合ふべきではないかという御議論はまさに私は正しいと思ひます。そういう意味で私どもの今度の制度といつたものは世界の範となるものだとこのように思ひ思つておるわけでございます。

例えばアメリカでは、ニューヨークでは弁護士会の会員となつてはならない、のみならず会員として振舞つてもならないという基準を持つていたワシントンDCのルールを見ますと、そこは少し変質してきておりまして、弁護士会の一員とし

て入る道も開いてきております。つまりそれは私どものドラフトがそれなりに外国に對して影響を与えておるというふうに出てきておるわけで、私たちがこれはやはり我々の制度が模範になつていふというふうに出てくるわけでありまして、諸外国でもそういう意味で、せっかく実質的には同質として取り扱つておるわけでありまして、もつと弁護士そのものの交流といふことを突き詰めれば、委員御指摘のようになつていくように私もやはり外国に對して要求すべきだと思ひます。そのためにはこの法律案といふものが非常に大きなインパクトになるだろうというふうに出てくるわけでありまして、

○天野(等)委員 私もその点部長と同感でございまして、この外国人弁護士受け入れの問題について、たしか米国の連邦通商代表部の意見書が一九八五年の四月一日付で出されておると思ひますけれども、これを見ますと、弁護士として受け入れてほしいといふことよりも、相談士といふふうな日本語で訳しているようですが、外国も相談士といふことではないかと思ひます。それはこの法を考えた通商代表部の考え方というものは、弁護士といふのはその国その国独自のものであつて、外国に行つて仕事をするとときには補助職としての立場しかないのじゃないか、したがつてアメリカから弁護士が日本に来て仕事をする場合も補助職としての仕事の分野といふものを確定させてくれればいいというふうな感じでは、この意見書をばいよと読んだのですけれども、この意見書よりは今度の今審議されておりますこの法案の方がはるかに弁護士の待遇を与えていふというふうにも思ひます。このギャップといふのは、この法案を成立させる以上、外国の中で日本人弁護士が活動していく場合の待遇といふことについてもやはり強く要求をしていふべきではないか。ニューヨーク州の場合に会員であるといふことを装ふことはもちろんいかにいふようなかなり厳しいあれだと思ひますけれども、この辺についても要求としては強く出していただきたいと思ひます。

が、いかがでございましょうか。

○井嶋政府委員 確かにアメリカのUSTRのレポートによりましてリーガルコンサルタントとして受け入れてくれ、こういう要求でございまして、弁護士として受け入れろという話ではないわけではございません。しかし受け入れると申ししましても、その意味と申しますのは結局弁護士の活動を端的には認めるということでございます。したがつて我が国が考えております制度というのは外国の弁護士の資格そのものを持つていける者に対して改めて試験をすることなく受け入れるという制度でございまして、まさに本質は弁護士であるという資格を持つていけることが根拠になつていふ話である。にもかかわらず、日本に來た途端に弁護士でなくて結構だといふようなお話はおよそ通用しないといふふうな私どもは対応したわけでございまして、弁護士が弁護士の資格によつて活動したいなら弁護士として受け入れるのじゃないかといふことから、これを拒絶したわけでございまして。

つまり、そこに私どもの先ほど申しました考え方が出ておるわけでございまして、我が国において活動してもらふ外国の弁護士といふのは、確かに職務の範囲は制限はされますけれども、しかし制限されました中におきましては我が国の弁護士と全く同じ事務を取り扱つてございまして、これはやはり高度の知識と倫理規定を要する必要もございまして。そういう意味から、弁護士と同質でなければなりませんという正論を種々述べまして、結局最終的に我が国の弁護士として受け入れるという制度についての了解を得たわけでございます。

この交渉過程におきます私どもの主張というのは、先生おっしゃつたような意味で、私たちが諸外国に對して範となるべき制度をつくるという意味において、それを根拠に主張してきた事柄でございまして、アメリカも納得したといふことは、それなりに哲学と申しますか考え方といったものが理解されたといふことだろうと思ひます。こう

いった考え方を、やはり今後この法案をてこいたしまして諸外国に要求を続けてまいりたいことが、すなわち先生のおっしゃるような意味で世界の目がまた別な方向へ開くでありましよう、そうならば我が国から進出する弁護士も、当面はリーガルコンサルティングかもしれないけれども、長い目で見た場合にはその辺のところをもっと本質的な弁護士交流につながるのではないだろうかというふうに考えるわけでございます。

○天野(等)委員 これからの方向性の問題として、日本の弁護士と外国人弁護士とが共同して一つの国内で法律に関する事務処理を行っていくという方向というのは、やはりあるべき姿としてはそういう方向に進んでいくのじやなからうかという気がするのですが、この点いかがですか。

○井嶋政府委員 御指摘のとおり、あるべき姿としてはそういう方向であるべきだと思います。

今度の制度における外国法事務弁護士は、御案内のとおり原資格国法に関する事務に限られるわけでございます。確かにその面での制約がございますが、我が国における法律サービスをやる以上は、我が国弁護士との共同というのは不可避であらうと思います。ですからそういう意味で、実務を行ってまいります上で不可避のものでございしますから、それが長年経過をいたしますれば、弁護士同士の交流と申しますか理解と申しますか、そういうものは本当にますます深まっていくであらうと考えます。

○天野(等)委員 そういう意味で、この法案の中で日本人弁護士との共同事務所の共同経営というような点について否定的な立場をとっておる、まあ今の時点でこれはやむを得ないというか、あるいは当然のことだろうと私は思います。諸外国でも恐らくこれをそのまま認めるということはないのじやないかなという気もいたしますから、その点では今の時点で当然かと思いますが、方向としては、私はこの条項はやがて変化をしていくのじやなからうかというようにも思うわけです。

(太田委員長代理退席、村上委員長代理着)

席

そうじやないしますと、先ほど部長から、アメリカに在住している日本人が法律問題が起ったときに日本人弁護士のところに頼つていければいい、そういうふうな要請があるのじやないかというお話がありましたけれども、現況では、仮にこの立法と同じような形でアメリカで日本人弁護士が業務ができるとしても、アメリカ法に関する業務をするということはまず考えられないことだらうと思うのです。とすれば、そういう日本人の要望にこたえるためには、やはりこの立法の形だけでは不十分なんじやなからうかという気がするわけです。

私、今変更というふうに申し上げているわけじやありませんが、将来の方向としてはこれだけでは不十分なんじやなからうか。そのためには、自国法のみならずその当該地域法を扱えるというふうにするのか、あるいは当該地域の弁護士との共同を進めるのかという、この二つしかないんじゃないか。恐らくこの国も、弁護士制度というのは司法制度の根幹ですから、幾ら日本の司法試験がどう難しかろうと、その試験に通ったからといってアメリカの法律事務が扱える、どうぞ何でも扱ってくださいということにはまずならないだらうというふうに考えれば、やはりこの共同の事務取り扱いという点では、私は将来進めていかなければならない方向なんじやないかと思うのですが、この点いかがでございますでしょうか。

○井嶋政府委員 御指摘のとおり今度の法案におきましては、先ほど御説明いたしましたけれどもも雇用、共同経営は禁止をいたしております。これは世界の現状からやむを得ないことだろうと思ひますし、現時点ではそれなりの合理性があるというふうにも考えておるわけでございますけれども、今御指摘のよう二つの方向性があるだらう。一つは、確かに弁護士の国際交流というものを突き詰めていけば、どの国の法律でもできるようにすべきだという方向は一つあるだらうと思ひます。そういう意味で、制度として既にそういう

考え方を持っている国が一つございます。それはフランスでございますが、フランスのコンセイユ・ジュリディックは、相互主義の原則、相互主義が満たされる場合には外国から行ったコンセイユ・ジュリディックもフランス法を扱えるという規定がございます。つまり、例えば日本がフランスの弁護士を受け入れてフランスの弁護士に日本法もやらせますということと認めれば、日本の弁護士がフランスに行けばフランスのコンセイユ・ジュリディックとしてフランス法も扱えるという制度になつておるわけでございます。これが唯一でございます。しかし、これは今申したように日本とフランスというようになるとじやなくて、制度的にはフランスの旧植民地といったようなところとの相互主義的なものを考えておるんだというふうに言われておりますけれども、いずれにしてもそういうことはあるわけでございます。しかし、やはり方向といたしましては、今委員御指摘のとおり、それぞれの国の法律というものはそれぞれの資格試験によつてそれにパスした者に独占させるといふのが、弁護士業務の世界的な共通のあり方だろうと思ひます。そういう意味で考えますと、この弁護士も全部扱えるという方向性はなかなかすぐには出てこないだらうというふう

に思ひます。

そこで当然出てくるのは、共同してそれぞれが職務の範囲とされるものを補い合いながらやるという方向ではないだらうかと思ひます。アメリカに行つておる日本人が何か法律関係に巻き込まれたという場合、確かに御指摘のとおり日本の弁護士は日本法に関する事務しかできないわけでございますから、アメリカ法の関係、現地で適用されるアメリカ法については手が出せないということになりますから、そういう場合にその日本の弁護士を通じてアメリカの弁護士との共同事務処理といたつたものでサービスが充実することが期待されるというわけでございます。そういう意味で、当面の方向性としては、おっしゃるとおり各国の

弁護士が外国の弁護士を受け入れて、職務の制限はあろうからその範囲内でお互いが共同してやっていくという制度を構築していくべきではないだらうかと思ひます。御指摘のとおりだと思います。

○天野(等)委員 共同の場合の禁止規定の中に弁護士同士の共同あるいは雇用は禁止するということですけれども、例えば日本にありません司法書士、行政書士等を雇用することは可能なんでしょうか。

○但木説明員 外国法事務弁護士の職務範囲につきましては、第三条の第一項で「原資格国法に関する法律事務」ということになっております。したがって、日本法に関する法律事務というものは取り扱えないことになっておるわけでございします。また、仮に「原資格国法に関する法律事務」に該当する場合であっても、なお三条の第一項で「裁判所、検察庁その他の官公署における手続についての代理及びその手続についてこれらの機関に提出する文書の作成」というものが職務の範囲外とされておりました、第四条でこれが禁止されておりますので、したがって外国法事務弁護士は司法書士であるとか行政書士であるとかあるいは弁理士の仕事はできないことになっております。したがって、これらの職種を雇ひまして外国法事務弁護士がみずからこれらの職種の業務を行いますと、それぞれの司法書士法であるとか行政書士法とか弁理士法によりまして、この外国法事務弁護士は無資格者取り扱いということでは処罰されることにならうかと思ひます。したがって、雇用等ができないということにならうかと思ひます。

○天野(等)委員 今の諸外国の状況等から見て、今度の立法が多少厳しいのではないか、制限が厳しいのではないかということはどうでしょうか。

例えば昨年の一九八五年二月十四日のイギリスのソリシター協会の意見書などでも結論的には厳し過ぎるのじやないかという意見も出ておるようございしますけれども、こういう点で何かサービスを受けるあるいは弁護士を必要とする人たちの

立場に立つて考えれば、もう少し制限を緩める必要がないだろうか。今の問題、三条一項一号の問題にしましても、裁判所、検察庁に対する文書ということになればこれは法廷活動ですから、今の我々の常識からいっても当然これには携われないだろうと思いますが、一般の行政官庁等に対する手続という面でしたら、許認可手続というように面でしたら、むしろ積極的に認めてやることで逆に日本人弁護士が外国に行つて仕事をするときのあれとしても職域が広がるのじやなからうかというふうにも考えるのですが、これはいかがですか。

○井嶋政府委員 御指摘のとおり、各外国の要望を全体として見ますれば、今度の法案が制限的過ぎるという指摘があることは事実でございます。しかし、それぞれ項目別に分析いたしますれば私どもはそれなりに整理をしておるわけでございまして、決して制限的過ぎるというような批判には当たらないということで対処し説得を繰り返してきたわけでございますけれども、おっしゃるような観点、つまり我が国の弁護士が出ていった場合の職域の問題というふうにして考える場合に、それはそれなりに問題点としてあるのだからと思ひます。

しかし、それぞれの受け入れ制度を仔細に見てみますと、それぞれの国はそれぞれ職務の範囲にいたしまして、その他の業務形態の規律にいたしまして、あるいは資格を与える要件にいたしまして、それぞれやはり違いがございまして、それぞれの国の弁護士制度との整合性あるいは司法制度とのかわり合いといったものが背景になつてそれぞれの制度がつくられてゐるなというふうな受けとめられるわけでございまして。そういった観点から見ました場合に、我が国の制度がまことに世界的に通用しない制度だというふうには決して思つておらないわけでございまして、先ほど来申しますように、むしろきちつと整理された考え方に基づいた制度ではないだろうかというふうな考えております。

○天野(等)委員 この外国人弁護士を受け入れるというところはいろいろなところで大きな影響をいいますか、そういうものをもたらすのじやないかというふうには私は考えるわけですが、弁護士の業務というだけではなくて、会社の法務関係の仕事というふうなものについても非常に大きな変化をもたらすのじやなからうかという気がいたしますけれども、そういう点で、そういう状況に対応していくための法曹の養成といひますか、そういう問題も一つ大きな問題ではなからうか。今、調査部長の方からお話がありましたけれども、日本の弁護士にとつて、まだ外国で仕事をしてくるんだというところが大きな問題になつてゐる弁護士の数というものは総体的には少ないのだからと思ひます。しかし、こういう今の経済状況の中では当然今後ふえていく、そういうことだろうと思ひますが、とすれば、当然法曹養成という場合に、弁護士だけの問題じやなしに、裁判官、検察官にしても同じかと思ひますけれども、そういう国際化というふうなものについても考えていかなければならぬのじやないか。司法修習生時代の研修の中にも外国法の修習というふうなもの、これは任意的には取り扱われてゐると思ひます。私も一度この法務委員会ですの点について質問をしたことがございまして、そういう点、あるいは司法試験における外国語の問題というふうなことがあるのかもしれないけれども、そういう点について大臣の方で、全体として国際化というふうな観点から、法曹養成なり弁護士養成なりというふうなことでお考えがございましてお聞かせをいたしたいと思ひます。

○鈴木本務大臣 現在の段階では、特に日本弁護士連合会とのいろいろな協議の過程において、今回提案いたしました案を現時点においては最良のものだと思つて提案をいたしておるわけでございまして。先ほど来先生からいろいろ御指摘をいたされております法律全般のサービスの問題、将来いろいろ産業もあるいは各方面の制度も変わつてくるようなことも考えなければなりません。それから

ら国際化の問題で逆に日本から行つていろいろと向こうでやられるようなことのいろいろな問題を考えなければならぬ。そういうことから考えますと、先生御指摘いただきました将来の問題をもつとグローバルにこれからいろいろ考えていかなければならないというふうには私も感じました。しかし、これはなかなか一朝一夕にいかないと思ひますので、これから長期的にあらゆる方面と接触し、また検討しながらやらなければならぬ問題であらう。ただいま御指摘をいただきました担当としております今の司法修習生の問題、そういう問題まで今御言及になられました。そういうことまで将来いろいろと検討しなければならぬのではないかなというふうに感じた次第でございまして。

○天野(等)委員 終わります。

○村上委員代理 この際、暫時休憩いたします。午後零時十二分休憩

午後三時十六分開議

○福家委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、来る十八日、参考人の出頭を求め、意見を聴取することにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○福家委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

なお、参考人の人選につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○福家委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

○福家委員長 質疑を続行いたします。稲葉誠一

君。○稲葉(誠)委員 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法、この法案について御質問をいたします。

最初にお聞きしたいのは、法案の細かいことというよりも、むしろ提案理由の説明がございまして、それに関連するところでお聞きをするわけですが、これは恐らくその経緯と問題点についてはいろいろお話を聞かされたかと思ひますが、相互主義ということが言われておるので、そうするとアメリカの今とどことが別として、相互主義ということなものですから、アメリカではこの法案に対応するものが既にできているのですか。それはどういふふうになつておるのでしょうか。できておればその経緯なりその内容というものを御説明をお願いしたい、こう思ふわけですが。

○井嶋政府委員 アメリカにおきましては、現在外国弁護士を受け入れる制度を持つてゐる州は三州でございまして、まず一番最初に昭和四十九年だったと思ひますが、ニューヨーク州がこのルールをつくつたわけでございまして。外国弁護士をその資格をもとにリーガルコンサルタントというところで受け入れるという制度でございまして、五年以上の実務経験のある者あるいは年齢が二十六歳以上である者といったようなものを資格要件としたしまして、州裁判所が認可をいたしますればリーガルコンサルタントとして自分の国の法律及び外国法につきまして法律事務を取り扱うことができる。その職務の範囲をいたしましては、アメリカ法につきましてはアメリカ弁護士の助言なしには共同を要するといふような制限でありますとか、法廷に出られないといふような制限はもちろんだらうけれども、一般的な法律事務を限られた範囲の法律につきまして取り扱うことができるといふ制度をつくつております。それから、昨年の十一月にミシガン州が同じような趣旨で裁判所の規則の改正をいたしまして、外国弁護士をその資格において特別リーガルコン

サルタントという名前で受け入れることとしたし
ております。

さらに、本年三月でございしますが、ワシントン
D Cが同じように裁判所ルールの改正をいたしま
して、外国弁護士資格者を無試験で特別リーガル
コンサルタントとして受け入れ、一定の範囲の法
律サービスをさせるという制度をつくっておるわ
けでございします。

なお御参考までに、現在カリフォルニア州及び
ハワイ州におきまして、それぞれ弁護士会がある
は裁判所がルールの改正作業を行っておりまし
て、本年中には開くのではないかとというふう
に予測されております。

○稲葉(誠)委員 今お話がありましたのは一九七
四年のいわゆるニューヨーク・ルール、こう言わ
れるものだと思います。パート五百二十一だと思
うのですが、そこで言われておることに関連して
の第一の疑問は、これは州の最高裁判所のルー
ルなのに、日本の場合はどうして最高裁判所のルー
ルでやれないのかということですね。その法体系
にもちろん違いがあるし、いろいろあるかと思
うのですが、そこはどういうふうな説明をされる
わけですか。

○井嶋政府委員 御案内のとおり、アメリカの弁
護士は各州ごとに規律され、資格付与がされる
という形になっておるわけでございます。大部分
の州は裁判所のルールによって規律されてお
りますが、ごく一部で州の立法府が制度をつくる
という州もあるやに聞いております。いずれにいた
しましても、アメリカの弁護士の規律、監督に関
する事務を所管しております役所がそういう外国
人弁護士を受け入れるルールをつくったというこ
とになるわけでございます。

日本の場合、今回政府提案で提出をいたして
おりますけれども、本来、御案内のとおり弁護
士の職務に関する法律というのは弁護士法とい
う法律になっておるわけでございます。今回の
弁護士制度というものは実質的には弁護士法の
改正に当たるものでございます。そういう意味

で、日本の司法制度の基本である弁護士法が法律
で規律されておりますから、その実質改正であ
るという意味におきまして、法律でもって制定を
するということを採用したわけでございします。

○稲葉(誠)委員 私が伺っておりますのは弁
護士法の改正の問題で、特に最初の弁護士法、そ
して後の弁護士法、特に七条の問題なり何なりの
問題が出てきますね。それは後から聞きをする
のですが、アメリカにおいては州の最高裁判所の
ルールで行われていて、アメリカにも司法省とい
うものがあると思うのですが、各州ごとにあるの
が連邦として統一してあるのかよくわかりませ
んが、どうして日本の場合に最高裁判所の規則で
やることのできないのか。規則制定権というもの
の範囲の問題はいろいろ難しい議論がありますね。
学者によって非常に違う議論がありますけれど
も、日本の場合はどうして最高裁判所のルールで
はやれないのか。最高裁判所のルールというもの
は一体どの範囲まで決められるべき筋合いのもの
なのか、そのどの程度の範囲をもつて逸脱したもの
と言えるのか、こういう点についてはなかなか難し
いので最高裁判所の方に聞かなければいかぬことか
もわかりませんが、その点についても、大変失
礼な言い方ですけれども十分研究されたことは
されたのですか。ならばお知らせ願えればと思
います。

○井嶋政府委員 委員御指摘のとおり、憲法七十
七条に最高裁判所の規則制定権というものがあ
りまして、第一項に「最高裁判所は、訴訟に關する手
続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理
に關する事項について、規則を定める権限を有す
る。」という規定があるわけでございまして、この
規定そのまゝを讀みますと、弁護士に關する規則
を定める権限を有するということに書かれてお
るわけでございますが、これはもう委員も御指摘に
なりましたとおり、この規則制定権の及ぶ範囲と
申しますか事項と申しますか、それについてはい
ろいろ学説上の争いがあるということは御存じの
とおりでございます。しかし、私も多数の意見

として理解しておりますところによりまして、こ
れはやはり裁判所と密接な関連がある部分、つま
り端的に申し上げれば訴訟手続に關連する部分で
弁護士を規律する部分といったようなものに規則
制定権が及ぶのだ、それ以上に弁護士の資格の付
与でございしますとか、職務の制限でございします
とか、あるいは懲戒といったような弁護士の本質に
かわる部分については及ばないのだというふう
に私どもは理解をしておるわけでございまして、
そういう意味で今回の外国法事務弁護士制度の
創設を最高裁判所規則で行ななかつたという理由
になるわけでございします。

もう一つ実質的に申し上げれば、今度受け入れ
ます外国法事務弁護士は、御案内のとおり法廷活
動は一切認めないということで、専らいわゆる予
防的法律事務と申しますか、そういった分野での
活動を認めるわけでございします。そういった意味
で、実質的にも今度は裁判所とのかかわり合いと
いうものは出てこないというふうなことも実質的
な理由になろうかと思ひますけれども、いずれに
いたしましては理屈をいたしまして規則制定権で
は押し切れない問題だということに考えたわけで
ございします。

○稲葉(誠)委員 日本で考える場合には最高裁
判所の規則ではなくて政府提案が議員立法か
どつちかだと思つております。その点はまた後で
聞きたいと思いますが、それは私もわかるのです
が、それはアメリカの場合に最高裁判所の規則で
やっているとどういふふうな沿革なりどうい
う具体的な理由があつたのかということに
疑問として出てくるわけでしよう。そこはど
ういふふうになりますか。

○井嶋政府委員 大変難しい御質問でございま
すけれども、アメリカの州はそれぞれ御案内のよ
うな州の生い立ちを持って、それぞれ独立国とし
てスタートしたものであるというふうに理解いた
しておりますが、そういった中でそれぞれ各州ごと
に三権がもととあつたはずでございします。そう
いった意味で、それぞれの州がその時代に司法制

度と申しますか弁護士制度と申しますか、そう
いったものをどが規律するのかがというふうなこ
とをその生い立ちの中で決めていかれたものだ
と思ひます。そういったものが集まってき上がつ
た連邦国家でございしますが、御案内のとおりア
メリカの連邦憲法では州の権限に属するものは連
邦の政府が手出しができないというルールがは
つきり打ち出されておるわけでございまして、現
在司法制度につきましましては州の権限であるとい
うふうに定めております。そこで、各州がそれを
裁判所の権限としておるかあるいは州の立法府の
権限としておるかというところは若干異同はある
ようございしますけれども、いずれにいたしまし
てもそういった州の生い立ちからくるものではない
だろうかというふうに思ひますが、それ以上のこ
とはちよつと私もよくわかりません。

○稲葉(誠)委員 沿革的な理由はわかるわけ
ですけれども、沿革だけでなく具体的な理由とな
ると私にはよくわからないのです。だからお聞き
したわけなんです。

そこで、この弁護士法は本来は議員立法で
したかあるいは政府提案でしたか。旧弁護士法、
それから戦後の弁護士法、それはどういふふう
にしておるのですか。

○井嶋政府委員 弁護士法は明治二十六年の
いわゆる旧々弁護士法、それから昭和八年で
ございしたか旧々弁護士法、それから昭和二十四
年の現行弁護士法と三つの段階を経ておるわけ
でございますが、もちろん戦前の旧々弁護士法及
び旧々弁護士法は司法省が所管をした政府提案
の法律でございします。昭和二十四年にござ
います。昭和二十四年にございした現行弁護
士法は御案内のとおり議員立法でございします。
その後実質的な改正をいたしまして、昭和二十
六年に一度、これは例の現行三十条の兼職関係
の規定を改正したものでございします。これが
一回と、昭和三十年の七条を削除する改正、
この二回が実質改正でございします。その後
十数回の法令改正による整理といったよう
な格好のものがございしますが、これは全部政府

提案でございす。それから御案内のような昭和四十六年でございすか、沖繩復帰のときに沖繩弁護士資格を本土で認めるといふ特別措置法を提案してございす。これも政府提案で行われております。

○稲葉(誠)委員 今の沖繩弁護士のは最初は政府提案でございす。資格を当分の間付与するといふところは議員立法じゃなかったですか、後の方は。

○井嶋政府委員 御指摘のように暫定措置を延長する法律が二度出ておりますが、いずれも政府提案であります。

○稲葉(誠)委員 そうすると、本来ならば弁護士法というのは弁護士自治ということから考えても行政府が提案すべき問題ではなくて立法府がやるべきが筋だと私は思うのですが、それはおかしい話で、立法府の方から政府に対してな議員立法にしなかつたのかと聞くのは変な話でおかしいのですけれども、この法案が政府提案になったのはどういふことなんでしょうか。弁護士自治ということから考えてくると、性質からいっても、弁護士法自身が戦後のものが議員立法なわけですから、これはたしか福原さんが調査室長をやつておられたときじゃないですか、私の記憶ではそのような感じがするのですが、そういうことから考えましても本来ならば政府が提案すべき筋合いのものではないんじゃないか、こう思うのです。これは質問としてはおかしいのですよ、立法府がそんなことを質問するのはおかしいのですよ、おかしいのはわかつておるけれども聞くわけですか。

○井嶋政府委員 先ほど申しましたようなこの弁護士法の生い立ちあるいはその後の改正の経緯等を踏まえますと、やはり委員御指摘のとおり議員立法という形での発議が行われるのが本筋であるというお考えもございす。そういう意味におきましてどちらの選択もあり得たということであらうかと思ひます。しかし、今回の問題につきましては、法案でも御案内のとおり、資格の付与につきましては法務大臣が承認をするというような制度

も制度全体の中に持つておりますので、そういう観点から政府が全く無関係であるというわけにもいかない部分はございす。

しかし、いずれにいたしましても、今回政府提案に至りました大きな理由と申しますのは、結局本年の二月六日に日弁連が制度要綱を決定いたしました際に、この理事会でいわゆる議員提案ということで日弁連としてお願いをすると思ひますか運動することは断念するといふことを日弁連自身がお決めにになりまして、その決定を受けて二月七日でしたかの書面で日弁連の会長から法務大臣に對してこの制度要綱に基づく立法を依頼してこられたという事情がございす。それを受けまして、私どもは国会の皆様にも御意見を伺ひましたけれども、結局政府提案という形で提案をさせていただくといふことに至つたわけがございす。

○稲葉(誠)委員 弁護士法が外国弁護士というのを認めておつたことがありますね。そしてずつと来て、日本の独立に伴つてその制度がなくなつたんだ、こう思ひますが、そうすると旧弁護士法第六條ですか、これにいろいろ規定がございす。これはどういふ規定であつてどういふように運用されていたわけですか。

○井嶋政府委員 現行弁護士法が改正される前の旧弁護士法におきまして、御指摘のとおり相互の保証のもとに外国弁護士に資格者に日本における弁護士同様の活動を認めるといふ規定が六條にございまして、その規定をもとに申しますと、その規定を踏まえて昭和二十四年の議員立法の際に、七條でもつて新しく同じように外国弁護士の活躍を認めるシステムをつくつたわけがございす。この七條は旧弁護士法の六條とは少し趣きを変へまして、御案内のように外国法及び日本法についての知識を有する外国弁護士については全く日本の弁護士と同様の職務範囲で活動を認め、それから日本の法律についての知識が十分でない外国弁護士につきましては二項でもつて外国人または外国法に關して弁護士としての職務をさせるというように形に改めまして制定されたわけ

でございす。一項の外国弁護士、二項の外国弁護士、いずれも最高裁判所の承認を経て登録されるというように形に変わったわけがございす。

○稲葉(誠)委員 旧弁護士法の六條の規定というのは、現実にはどういふふうな運用をされていたわけですか。

○井嶋政府委員 この規定にございすように職務の範囲そのものは全く制限をされていなかったわけがございまして、弁護士と同様の事務を取り扱うことができたといふことでございす。しかし認可は司法大臣の認可といふことになるわけがございまして、それが削除されました現行弁護士法七條とは趣きを異にいたしております。そしてここでは相互の保証のもとにといふことで相互主義をうたつておりますが、じゃこの当時外国において日本の弁護士を受け入れる制度があつたかといふことになりまして、どうもなかつたやうでございすので、そういう意味ではいわば空振りになつておつたのではないかと思ひます。

○稲葉(誠)委員 なせ旧弁護士法の六條でこういう規定ができたんでしょうか。

○井嶋政府委員 古いことでございすので私もつまびらかにはいたしません。文獻などに出てまいりますところによりますと、この旧弁護士法が制定された以前から東京、横浜、神戸といったところに外国人弁護士が居留地における法律サービスといふやうなことで既に入り込んで定着しておつたといふ実態があるやうでございす。そういうた外国弁護士といふのが今日の弁護士制度の一つの先駆者として外国弁護士としてのいろいろな活動をしたといふやうなことも言われておりますけれども、いずれにいたしましてもそういうた実態が先行いたしまして、それで法律で認められたといふことではないかといふふうにしてございす。

○稲葉(誠)委員 条文は「相互保証アルトキニ限り司法大臣ノ認可ヲ受ケ、こつういふふうになつてゐます。許可ではないわけですか。それと新法の第七條ですか、これは後に削除されたわけ

です。日本独立と同時に削除された。これは「最高裁判所の承認を受けて、こつういふふうになつてゐます。まずこれはどういふふうになつたのか。承認」とそれから「認可」といふふうになつてゐるのは、どういふ点の違いがあるわけですか。

○但木説明員 承認と認可は講学上はさしたる違いはないと思ひます。ただ、認可といふのは許可といふ性格が非常に強うございす。承認の場合には何か一つの既にある状態を、言つてみれば公的にオーソライズするといふことにならうかと思ひます。旧七條の場合、削除されました七條の場合には、むしろ外国の弁護士であるといふ資格を承認することによつて、我が国の資格に転化するといふやうな性質を持つていたのではないかと思ひます。

○稲葉(誠)委員 認可と許可とは違ふわけですね、これは当たり前前の話で。許可といふのは禁止の解除だと思ひますから、非常に強いものですね。いずれにしても、そこで第七條が後に削除されたとしても、「最高裁判所の承認を受けて、こつうなつてゐるわけですね。それが占領時代になつたのですか、この最高裁判所が承認という形になつてきたのは、どういふやうな理論的な根拠なんですか、そこそこは。それがどうしてまた法務大臣の云々といふことになつてくるんですか。そこら辺のところは、単に理論的な問題であると同時に、日本の三権分立といふ問題か、そうした制度から見てもいろいろ問題点があるのではないかと、こつう私は思ふのですが、そこはなんですか。

○井嶋政府委員 私もその辺になつてまいりますとだんだんつまびらかでない部分が出てまいりますけれども、御案内のとおり昭和二十四年の現行弁護士法は、やはり新憲法の秩序のもとで、しかも占領下という状況で行われたものでございす。当時、三権分立といふことで、新憲法下で司法権の優位性を申しますか、当時しきりに議論されたやうでございす。こつういふたやうな議論もあつた。しかも、先ほど御紹介しました憲法七十

七条のような規則制定権というふうな考え方もあった。そういうふうなものが恐らく背景になつたのではないだろうかというふうに私、個人的に推測をするわけでございますけれども、やはり弁護士に関する、弁護士と申ししましても外国弁護士でございませうけれども、承認に關し最高裁が担当し、当時の司法省は担当しなかつたということではないだろうかと思ひます。しかし今回の法律におきましては、先ほど申しましたように、規則制定権の物の考え方も当時とは大分変わつてまいつておりますし、實質的に二十四年以降定着した現行弁護士法の実質改正であるというふうなこともございませうので、法律として提案をさしていただいたということになるわけでございませう。

○稲葉(誠)委員 法務大臣の承認といひますか、そういうふうなところになつてくると、弁護士制度といふものが行政権の制約を受けるということになつてくる可能性といひますか、そういうふうなものが出てくるのではないかとこのように私も考えるのです。

そのことはそのこととして、昭和三十年に弁護士法の一部が改正になりましたね。昭和三十年八月十日、法百五十五号、これは第七條が削除になつたわけですね。だけれども、これは三十年ですから、独立してから三年ぐらいたつたかな。これはどういふわけですか。それによつて三年ぐらいたつたのですか。その経過はどういふことなんでしょうか。

○井嶋政府委員 これも当時のことでございませうから文献による以外にはないわけでございませうけれども、確かに講和条約後期間を経過しておるわけでございますが、その間にいろいろこの削除に關する議論があつたのではないだろうかといふふうな思ひでございませう。いづれにいたしましても削除された理由と申しますのは、やはり外国弁護士制度が旧弁護士法時代から残つていたものであつて、しかもそれが戦後占領下という状況下で残つたといふやうな事情がある。そういうことから考えると、独立後は独立国にふ

わしい改正をする必要があるというのが第一点。それから第二点では、旧弁護士法では日本国の国籍がなければ弁護士になれなかつたのが、現行弁護士法では国籍事項を外しましたので、外国弁護士でも試験に通れば日本の弁護士になれるという道が開かれたわけでございませうから、そういう意味でそれに相應する制度にすべきであるといふのが第二点。

それから、先ほど申しましたけれども、三十年当時、まだ外国で他の外国の弁護士を受け入れる制度を持つてゐる国はなかつたといふことから、そこまで飛び出すことはないだろう、こういう議論だつたのだらうと思ひますが、この三つの理由に集約されるといふふうな聞いております。

○稲葉(誠)委員 今のは衆議院法務委員會の昭和三十年七月二十八日の會議録の中に出ておることですね。

そこで、私もよくわからないのですけれども、そうすると、それが削除されたものが今度は外国弁護士による法律事務の取扱いに關する特別措置法といふことで第七條がある程度復活することになるのですか。あるいは復活といふ言葉はどうか別としても、それにある程度また取り入れるといふのか、何といふ言葉が正確ですか、そういうことになるのですか。そこはどのいふふうな理解をするのが正確なんでしょうか。

○但木説明員 旧七条と本法との關係でございませうけれども、司法的には別のものであらうといふふうに考へております。

その理由は、旧七条の場合には確かに最高裁の承認といふものがございませうが、基本的には外国の資格をそのまゝ日本で認めるということにしておるわけでございませう。したがひまして、例えば職務の範圍にいたしましても、訴訟行為ももちろんできるといふやうな仕組みになつておるわけでございませう。それから監督の制度等を見ても、これは日本の弁護士とは全く別の規律になつておるわけでございませう。したがひまして、このときの旧七条といふのは思想的には非常に珍しい

といふか、余り類例のない法制ではないかと思ひます。今度の新法の場合につきましては、はつきりこの資格は日本が与える資格であるといふことであつて、外国の資格をそのまゝ日本が承認するといふ制度はとつておらないわけでございませう。第二番目に、これに對する規律といふのは日本の弁護士に準じた規律を行うことにいたしてございませう。監督機關も日本の弁護士に對する監督機關である弁護士會あるいは日弁連といふことになつております。したがひまして、削除されました七条と今度の新法とは思想的にはつながらないのではないかと思ひます。

○稲葉(誠)委員 思想的につながり、つながらないといふことは別として、活動の範圍といふか、そうしたものに對してはダブるものがあるのですか、そこはどのいふんですか。どの点がダブつて、どの点がダブらないのか。今の訴訟代理の問題はわかりませうけれども。

○但木説明員 旧七条におきましては二種類の外国弁護士資格者といふものがございませう。まず一つの方は、日本法に關する知識を持つてゐる者についてでありまして、これにつきましては日本の弁護士とは同様の職務範圍が認められるといふことになりまして、今回の外国法律事務弁護士とは職務範圍が非常に異なつております。

二項の方につきましては、今回の外国法律事務弁護士と多少類似したところがございませうが、外国法及び外国人に關する限りあらゆることができるといふことになつておるわけでございませう。

今回の場合、依頼者が外国人であるか日本人であるかといふやうなことは本来区別する基準にしておりませうので、その点では削除された七条とは変わつております。「外国法に關し」といふのはかなり似ておりますけれども、この「外国法に關し」といふ点につきましては、最高裁が英米法あるいは米英法、ドイツ法、フランス法といふやうな指定を行つております。したがひて、今度の原資格國法といふ思想とやや近似している点があ

らうかと思ひます。○稲葉(誠)委員 そうすると、この第七條を廢止する理由として三つの理由が挙げられておるわけですね。この三つの理由といふもののうち、独立國にふさわしい法制度とすること、現行法に對して既に日本国籍は資格要件とされてゐないこと、これはそのまま現在に生きておるかも知れませうけれども、及び諸外國に例がないことといふことが第三に挙げられてゐるわけですが、この諸外國に例がないといふことは、これはそのまま昭和三十年の改正當時と現在と同じなんですか。多少の事實上の変化あるいは思想的な流れの変化、こういうふうなものがあるのですか。

○井嶋政府委員 先ほど申し上げましたように、三十年當時には外國の弁護士を受け入れるという制度はなかつたわけでございませうが、しかしその後アメリカではニューヨーク以來現在まで三州開いております。さらに、制度としてフランスが從來自由であつたのですけれども、一九七一年にコンセイユ・ジュリディックといふ資格を外國の弁護士に与えて職務をさせるという制度をつくつたといふやうなことで、制度的にはその後今日まで随分変化がございませう。なお、もともとイギリスあるいはベルギーといったやうな國は、そういう特別な制度といふものは現在もございませう。

現在もございませうが、それはもともとそれぞれ國の弁護士に独占させております事務以外の法律事務につきましては國民のだれもがでるといふやうな思想を持つておつた國でございませうので、したがひて、例えばイギリスでございませうれば、それこそ肉屋さんでも八百屋さんでもできたといふやうな思想の國であつたわけでございませうから、そういう時代には外國の弁護士が行つて事務をやるということも可能だつたわけでございませう。そういう意味で、正確に申し上げれば當時既にイギリスあるいはベルギーあたりはそういう制度といひますか、そういう考へ方の國であつたといふことは言えるのだと思ひますけれども、しかし積極的に外國弁護士を受け入れるという制度

をつくってまいりましたのは三十年以降の段階からであるというふうに言えると思います。

それから、先ほど私ちよつと間違つた御答弁を申し上げましたので訂正させていただきますが、沖繩弁護士の特例に関する措置を二度にわたって延長いたしておりますが、昭和五十二年の改正の際には衆議院の法務委員長提案、それから五十七年の改正のときには参議院法務委員長提案であつたということでございますので、先ほど私政府提案と申し上げましたが、訂正させていただきます。

○稲葉(誠)委員 沖繩の弁護士の資格の問題については、最初の五年間でしか延ばして、その後、当分の間にしたわけですから、これは私も記憶があるのです。これは委員長提案ですね。

そこで、今の経過規定がありますね、昭和三十年の弁護士法の一部改正。そのときに「法律の施行の際、現に改正前の弁護士法第七條第一項又は第二項に規定する最高裁判所の承認を受けている者については、なお従前の例による。」附則第三條です。これは現在でも日本におけるわけですか。そしてその活動は今度のこの特別措置法によって変わるのですか。制限を受けるのですか、あるいは受けないのですか。そこはどういうふうになつておるのですか。

○井嶋政府委員 まず旧七條が存在しました間に最高裁判所が承認をいたしましたいわゆる七條の外国弁護士はトータルいたしますと七十七人でございます。うち二人が一項の資格、その他が二項の資格というものであつたわけでございます。それはいづれも、御案内のとおり日本弁護士連合会の準会員という形で登録をされておるわけでございます。現在この準会員の状況はどうなつておるかというところでございますが、いわゆる一項準会員は二名のうち一名が残っております。それから、その余の二項の準会員は現在十六人残っておりますというふうに言われております。

それから沖繩の關係でございますが、沖繩の關係でもやはり当時認められておつた弁護士がその

まま沖繩外国弁護士として準会員として登録されておりますが、これは現在三名準会員として残つておるといふことでございます。

○稲葉(誠)委員 その活動範囲はどういうふうになるのですか。この特別措置法との関連で言うところ、それは違ふのですか。違ふないのですか。この法律によつて制限を受けるのですか、受けないのですか。

○井嶋政府委員 七條の準会員及び沖繩關係の準会員につきましては、これは御案内のとおり暫定的に経過措置として認められたものでございまして、今回の外国法事務弁護士法制に乗りかたない者たちであるというふうに考えております。したがういたします、現在準会員の持つております職務範囲と申します、それはそのまま引き続きやるということになるわけでございます。

○稲葉(誠)委員 そうすると、その準会員のひと今度の法律によるところの俗称外国弁護士といふますか、それとの職務範囲といふますか権限といふか、その違いは一番大きなところはどこにあるわけですか。それは形の上で違ふというのと、それから実際の仕事の範囲で現実にとが違ふのかです。

○井嶋政府委員 先ほど参事官が御説明いたしましたように、準会員の場合は、一項の場合と二項の場合がございすけれども、いづれも弁護士と同様の職務ができるということになるわけでございますので、一番大きな違いと申しますのは法廷活動ができるということでございます。今回の外国法事務弁護士制度では法廷活動は認めないというところでございます。

○稲葉(誠)委員 現実にそれらの準会員、私の記憶ではいろいろな人がおられたのですけれども、あれはだれだつたかな、九州の方へ行つて飛行機が落ちて亡くなつた方がおられたような氣もするし、それからブレイクモアなんかが一番最初ですか、ちよつと忘れましたが、いづれにしてもそれらの準会員の人はみんな法廷に立つて、日本の法廷で訴訟代理人としての活動をしたのです

か。実際どうなんですか。

○但木説明員 実際に日本の法廷で活動した人はおられます。特に駐留米軍が非常に多かった時代には刑事の法廷でかなり準会員の弁護士が駐留米軍人のための訴訟活動をいたしておりました。また沖繩でも、これは日本の弁護士と一緒に裁判所に出頭するという形で訴訟活動に加わつていた者がいるようです。

○稲葉(誠)委員 これは公務の場合は、例えば刑事特別法でもみんな向こうがやるわけですね。公務務の場合、日本の裁判所でやる。例えば横須賀などではそういう法廷があつて、法廷のつくり方がちよつと違つて、何か向こうの方のアメリカの軍人みたいな人たちが法廷の中の一般傍聴席よりちよつと前のところに席があつたりなんかしてやつておりましたね。そうすると、そこでは英語でやつていたのですか、日本語でやつていたのですか、どういふふうになつていたのですか。そうすると、それは民事訴訟法なり刑事訴訟法なりというものは改正しなければいけなかつたのですか。そこはどういふふうになつたのですか。

○但木説明員 日本の法廷で使用する言語は日本語であります。したがうまして、弁護士が英語で弁論した場合にはこれを通訳して日本語にかえらうという形で訴訟活動を行つていたということになります。

○稲葉(誠)委員 私は、将来は国際化の時代でそういう時代が来ると思つたのですが、しかし今の段階でそういうことを言つても急には無理だと思つし、それから各国において弁護士の資格がみんな違ひますから、一概にいいとは言えないと思つたのです。

そこで、話がもとに戻るのですけれども、外国弁護士という形をここで使つていますね。この経緯のことについてお聞きしたいわけなんです。その前にちよつとお聞きしたいのは、この法律が仮にできますね。できると、これは相互主義だからアメリカに送るわけでしょう。送ると言つてはおかしいけれども、あれするわけですね。そうす

ると、外国弁護士というのは英語でどういふふうに訳すのですか。

○井嶋政府委員 確かに法律は成立いたしますとそれそれの国の言葉に翻訳したものを作成しなければならぬわけでございますが、もちろんまだその作業には至つておりませんが、この法律で申しております外国弁護士というのは、この法律の定義規定にもございすけれども、外国で弁護士となる資格を有する者という意味でございます。そういう実質に見合ふ訳語を翻訳するということにならうかと思ひます。

○稲葉(誠)委員 私の聞いてゐるのは、表題の外国弁護士というのをどういふ英語に訳すのですかと聞いてゐるのです。

○井嶋政府委員 英語でやる場合でしたら、私の知識で申し上げればフォーリンローヤーあるいはフォーリンアトニーというふうなことになるうかと思ひますけれども、まだ定訳は定まつておりません。

○稲葉(誠)委員 それはこれできてから外務省が考えるのかどうか知りませんが、そうすると外国法事務弁護士というのはどういふふうに訳すのですか。これも同じ訳ではまずいのですか。

○井嶋政府委員 あるいは御質問は外国法事務弁護士という資格、名称が問題だといふ御指摘かもしれませんが、この考え方は外国で弁護士資格を有する人を無試験で日本に受け入れるという制度で、その場合、受け入れた者がどういふ資格、名称で働くかということでございます。それから、外国弁護士と外国法事務弁護士の使い分けが必要なのでございすけれども、では外国法事務弁護士の外国語訳はどうかと言われまして、先ほど申しましたようにまだ定訳を定めておるわけではございせんが、さしあたりこの名前が日本のみならず外国においても定着していかなければならぬものだと思ひますので、そういう意味では、今考えますればGAIKOKUHO JIMU BENGOSHIというローマ字によつて表示することになるのじやなからうかと思ひま

す。

○稲葉(誠)委員 外国弁護士と外国法事務弁護士というのには確かに概念が違うわけですね。だからそれはわかるのですよ。わかるけれども、外国法事務弁護士さんという、そんな言葉をわざわざつくってしなくたっていいんじゃないですか。訴訟代理権がないからということで特にこういうふうな言葉を使ったのだからと私は思いますけれども、そんなところに気を遣う必要はないのだと思えますね。これは日弁連は反対するかも知れませんが、この名称でもめたわけでしょう。これは法務省に關係しないのだけれども、もめたわけなんです。私は、こんなことにそう気を使う必要はない、今言った外国弁護士でいいんだという理解の仕方なんです。これは概念が違うのですよ。概念が違うのはわかるけれども、そんなことを一々言う必要はないので、わかりやすい言葉で言えればいいんだ、私はこういうふうに思うわけですが、それはそれとして。

経緯の話に入りますが、この発端は昭和四十九年、一九七四年の話ですね。それから一九七一年にもそういう話があるのです。これはフランスがやったわけですかね。ですけれども、日本との關係では一九七四年のニューヨークで、そこから日本に対する申し出があったということになるわけですか。それからいろいろ問題があつて、アイザック・シャピロ氏が来日をして、いろいろ話し合ひをして消極的な結論を出して、その後どうしたのですか。経過がいろいろ書いてありますが、結局シャピロ氏は、日本語を話せることもあつたりいろいろなことでもビザを出して、日本に来て一年間ぐらいいたわけですか。そうしたらそれから今度はまたいろいろの人が日本へ来て活動したいというのに、それに対してビザを出さなくて留保しておつたわけでしょう。それでまたこの問題が出てきたということになるわけでしょう。そこら辺の経緯は直接はあなたの方でないかも知れませんが、けれども、そういうことになるわけですか。

○井嶋政府委員 御指摘のとおり、この問題の発

端は一九七四年、昭和四十九年に始まるわけですが、先ほど申しましたようにその年にニューヨーク・ルールが改正をされまして、ニューヨーク州が外国弁護士を受け入れる制度をつつたというところでございます。それを受けましてニューヨーク州の弁護士会から日弁連に対して、こういう制度をつつた、日本でも同じような考え方で外国弁護士に門戸を開くべきではないかという示唆と申しますか申し入れと申しますか、そういったものがあつたのが発端でございます。しかし、当時それを受けました日弁連内ではいろいろ議論がされたわけでもございますけれども、さらにまたアメリカとの連絡なども尽くした上で、昭和五十二年に消極回答を日弁連がしてやるわけでもございます。

ちょうどそのころに、先ほど委員御指摘になりましたシャピロの入国問題というのが起こりました。シャピロの入国問題というのは、簡単に申し上げればシャピロが日米友好通商航海条約の八条の専門家という形で日本においてアメリカの企業のための法律サービスをするというところでビザの申請があつて、専門家という立場で当時政府がこれを認めたわけでもございます。東京へ参りました、これはミルバンク・ツィードという大きなファームの所屬の人でございまして、その事務所を開設したということからそれが非弁活動に当たるのではないかと問題になりました。結局申し入れをした結果、単に東京事務所という形で法律事務所の表示は削除させ、かつまた職務の範囲も自分の顧問先であるチェース・マンハッタン銀行關係の企業のみで法律事務の需要に当たるといふことで引き続き在留が認められたというところでございまして、これは今日まで東京事務所が残っております。

さらにそれに続きまして他のローファームから進出の申請があつたわけでもございまして、当時今申しましたような根本的な制度、全体の受け入れの問題ということが議論されておりました關係がございまして、法律事務所の開設ということでは直ちに受け入れられない、非弁活動に当たるか受け入れられない、制度の改正に至るまで検討させてくれということ、この二番手の入国申請が留保されたということから、この問題がビザの問題という形で政府間でいろいろ問題になったという経緯があるわけでもございます。

〔委員長退席、太田委員長代理着席〕

ところが、そういった形で経過いたしましたところで、なかなか弁護士サービスの自由化と申しますか、弁護士入門開放と申しますか、この話が進展しなかつたということから、昭和五十七年に至りましてアメリカ政府からこの第三回貿易委員會の場においてこれを貿易摩擦の問題というところで取り上げたというのが発端になりました。政府間レベルの話し合ひということの組上につてきたというところになるわけでもございます。

○稲葉(誠)委員 その後の問題でシャピロ氏との間で均衡を失するということではいろいろ問題が出てきていたわけですね。これは入管上の問題かも知れませんが、問題が起きてきてビザの問題でまたたいてしまつたわけですね。そういうふうな場合でも、個々の依頼者から受任した個別の事件の処理のために一時的に来日することは自由である、こういうことになったのですか、それでそういうふうに来た人もいたわけですね。そうした人たちは、今度は特別措置法ができたときに、これは具体的にどういふふうになるのですか。それが今度の法律との關係で活動範囲が違ってくるのですか。

○井嶋政府委員 現行の弁護士法は御案内のとおり七十二条でいふゆる非弁行為を禁止いたしております。したがつて、我が国の弁護士資格のない者は法律事務を取り扱ふことができないわけでもございまして、この法律事務の中には外国法に關する法律事務も含まれるわけでもございまして、そういう意味で、現行法のシステム上は外国の弁護士が我が国に事務所を開設して我が国で業として法律事務を行うことはできないというのが現行の制度でございまして、今回の外国法事務弁護

士制度というのはこれを外しまして、外国の弁護士資格者を外国法事務弁護士という資格でもって受け入れて事務所を設けて営業として日本国内における活動を認めるといふ制度でございまして、現在のこの法案以降は変わるわけでもございまして、現在はそういうシステムになつておるわけでもございまして。

ところで、御指摘のような個別の事件を外国で受任してその処理のために日本にやつてくるという形の弁護士業務と申しますのは、今申しました七十二条で禁止されておるものではございませぬ。すなわち、七十二条で禁止いたしておりますのは報酬を得る目的で業としてそういうことを行うということ禁止しておるわけでもございまして。今の、個別案件の処理のために一時的に来日し処理をして帰るという形は現行法下でも自由でございまして、これからこの外国法事務弁護士制度ができてからでも、当然そういう形で本國の弁護士が日本にやつてきてそういう処理をするということとは可能でございまして。また、逆に日本の弁護士も海外に行つて個別案件の処理ということをやつておるのとはお互ひでございまして、これは洋の東西を問はずそのことは認められておるわけでもございまして。

○稲葉(誠)委員 個別案件の処理ということは一時的に來日することは自由である、これは私もそうだと思うのでありますが、具体的に言つと、個別案件の処理で例えばアメリカから日本に來てどいう活動をするのですか。どいう活動までできるのですか。どいう活動はできないということになるのですか。

○井嶋政府委員 例えは我が国の法廷に出るとかといったような我が国の弁護士に独占させておる仕事ができないことはもちろん當然でございまして、例えば來日しまして日本の企業と外国企業間のいろいろな契約に立ち會うとかあるいは契約の交渉をするとか、契約書の作成をするとかといったようなことはもちろん自由でございまして、いわゆる法廷に立つ以外の事務というのは大体でき

るといふふうにお考えいただいて結構だと思います。

○稲葉(誠)委員 そうすると、今までは特定の案件について一時的に訪日して案件を処理する場合は自由だ、それはわかりました。

それから、ロークラークまたはトレーニーとして日本の弁護士に雇用されて、あるいは企業内弁護士あるいは社員として企業に雇われて当該企業の法務を担当するような場合はいいということになるわけですか。私は、これはオープンに解釈して運用すべきだという立場に立っておるのですけれども。

○井嶋政府委員 先ほど申しましたように、現行弁護士法の七十二条で日本で事務所を構えて仕事をすることは禁止いたしておりますが、こういう現行法制のもとにおきましても外国弁護士が活動できる態様と申しますのは三つございます。

一つは、先ほど申しましたように個別案件の処理という形で一時的に来日して事件を処理して帰るという形態でございます。

二つ目の類型がトレーニー、クラークというものでございます。トレーニー、クラークは、御案内のとおり日本の弁護士あるいは日本の準会員に雇用されまして、それぞれ雇用主に対して自分の国の法律に関する仕事を補助しておるといふことでございまして、これはもう相当前から我が国において涉外事務というものが行われるようになってからでございましておる制度、事実でございまして、これはアメリカに限りません、イギリスあたりからも来ておりますけれども、若手の弁護士資格者がそういう形で入国し、一定期間日本の弁護士あるいは日本の準会員のためにそういう労務を提供して帰るという形が定着しております。現在、数を申し上げますと、クラークは六十人前後、トレーニーは十人前後、計七十人前後我が国でそういった形で外国の弁護士が活動しておるといふふうに承知をいたしております。

それから第三番目の類型は、今委員御指摘のような企業の中の法務部に所属をしていわゆる社内

弁護士として活動しているグループでござい

ます。これは社内の弁護士、つまり社員でござい

ますから、その提供いたします法律事務とい

は専ら雇用主に對するサービスでござい

ます。弁護士は、基本的には他人から依頼を受けて他人の代理人として仕事をするというのが弁護士でござ

いますから、そういった意味で企業内弁護士とい

うのは代理人性のない、専ら雇用主に對して法

律サービスを提供するという仕事でござい

ます。先ほど申しました弁護士法七十二条の禁止規

定には当たらないという形でこの活動が許される

わけにござい

ます。現在、外国から来ております

企業の社内弁護士として活動している者は十九名

おるといふふう

てくると、単に嘱託だとか顧問弁護士とかとい

うことだけでは判断はできないわけですね。嘱託と

おるといふふう

に考えられると思

いますが、顧問

弁護士といふことになると、それは今度のこの法

律との関係でどう

なんでしょうか。

○但木説明員 この顧問弁護士という言葉もは

つきりした定義は

ござい

ません。現在日本

で言われ

ております顧問

えようとする例えは新堂教授たちの学説がある

といふことを、これは千種さんが書いて

いるので

すが、新堂さんがどういふことを言

われているのかちよつと私もよくわ

かりませんけれども、そこは

どういふことな

んでしょうか。

○但木説明員 新堂学説の場合には、いわゆる日

本の弁護士資格がなくとも外国の

弁護士であ

れば外国法に

関して日本の中

で法律事務を

○稲葉(賊)委員 細かく書いてあるんですね。アメリカの法律というのは、僕は知りませんけれども、普通そんなに細かく書くのですか。コロンビア区というのはニューヨーク市の中ですか。コロンビア大学というのがありますね、あれはニューヨーク市にあるんだっけ。有名な大学ですね、大学の中でもいい大学ですが。今ちょっと読まれたんものは、そのコロンビア区の弁護士会としての規定ですか。ちょっとよくわからないのですが。

○但木説明員 このコロンビア地区というのは、

デイストリクト・オブ・コロンビアと言われているわゆるコロンビア特別区です。いわゆるワシントンDCと言っている地区でございます。先ほど紹介いたしましたのは、コロンビア地区弁護士会を管理するコロンビア地区控訴裁判所規則であります。

○稲葉(誠)委員 余り細かいことを聞くのもあれですが、さっきお話がありました日本にいわゆるロータリーとかあるのはトレニーとして来ておる人たちは、アメリカの若手の弁護士が多いようですね。日本の弁護士とアメリカの弁護士との一番の違いは、確かにビジネスだけで割り切るという意味ではありませぬけれども、日本では今弁護士の広告の問題が、広告が禁止されているわけですから、今広告を認めるか認めないかということとまだたしか結論は出てないように思いました。が、アメリカではその点はビジネスとして割り切って広告しているわけでしょう。そして、ある事件が起きたときにそこへ行って勧誘したりすることもアメリカでは行われておるといことも聞いておるわけです。日本ではそういうことはしてはいけないことになっているわけですが、立場が違ふといふいろいろな事情が違ふから一概には言えないのですけれども、そういうふうには非常に弁護士の制度というものをビジネスということよりもむしろ別な極めて崇高なところに意義を置くのもそれは必要かも知れませんけれども、もつと私はビジネスライクに割り切ってもいいのではないかと、そういう時代がだんだん来るのではないかと、そういうふうにも考えておるわけです。

そこで、この趣旨説明に対する質問に入りますが、その前に一言お聞きをいたしたいのは、相互主義ということは、これは日本でこの法律をつくって、それによってアメリカのニューヨーク州ならニューヨーク州、あるいは今後カリフォルニアとかハワイとかいろいろ考えられるというのですが、それとの間の相互主義ということを実現するためにまた別個の条約なりなんなりということになるのか、そこはどういうふうになる

わけですか。

○井嶋政府委員 この法律で相互主義を採用いたしましたのは、法案の目的にもございます。我が国における外国法に関する法律事務サービスの充実を図るとともに、外国における日本法に関するサービスの充実を図るといふことで、相互主義という原則を採用するのだということを鮮明にしておるわけでございますけれども、法律自体の中でどういふシステムになっておるか申しますと、十条二項でございますが、法務大臣が外国法事務弁護士となる資格を承認するに際しては、我が国の弁護士を受け入れる制度を持つておる国の弁護士でなければならぬという制度を設けておるわけでございます。つまり現在でありますればニューヨーク州は我が国の弁護士を受け入れる制度を持つておりますから、ニューヨーク州の弁護士からその承認申請が参りますれば少なくとも十条二項の要件は充足するといふことでござい

ます。そういったことで、これは我が国の法律として相互主義を採用し、そういうシステムとして運用するといふことを宣言するわけでございますから、こういう法律をてこといたしまして、何らかの協定とか条約とかを要せず諸外国がこれをインパクトとして外国の弁護士を受け入れる制度をつくっていかば制度が広がっていく、つまりその国からは日本にも来れる、逆に日本からも行けるといふことになることを期待しておるわけでございます。もう申し上げるまでもないわけでございますが、相互主義といふものは、一つの国が与える恩恵なり待遇なり利益なりといったもののお返しという形で諸外国から返ってくることを期待されるいふことを国家間でつくり上げようという制度でございますから、御指摘のような特別の協定なり条約なりを結ばなくても、これを受けて諸外国がみずからそういう制度をつくっていかば広がっていくというシステムでございます。

○稲葉(誠)委員 そうすると、今は現実にとこが考えられていて、近い将来とこがこの適用範囲と

か。

○井嶋政府委員 現時点で諸外国を見ました場合に、制度として外国の弁護士を受け入れる制度をつくってあります国は、アメリカについて申し上げますれば先ほど申しましたニューヨーク州とミシガン州とワシントンDCでございます。さらに、現在カリフォルニアとハワイ州があるべく規則の改正を検討しておるといふところでございます。それから、制度として外国弁護士を受け入れております国は、ヨーロッパでは西ドイツとフランスでございます。西ドイツは法律助言士、レヒツパイシュタントといふことになるわけでございますが、そういった制度をつくりまして外国の弁護士を受け入れて外国法に関する事務を取り扱わせることを認めております。さらに、フランスにおきましてはコンセイユ・ジュリディックといふ制度で同じように外国の弁護士を受け入れる制度を持つております。

こういった国は制度的には一応私どもが考えております相互主義の原則が適用されるべき国ではないだらうかと考えておるわけでございますが、いづれにいたしましても、個別案件として法務大臣の承認申請が参りました場合に、それらの国が果たして実質的にも運用的にもこの法律で言っておりますところの相互主義を満たすのかどうかといふことはもちろん私どもは十分調査しなければなりませんけれども、現在知っております制度を見た場合には、そういった国が一応当たるのではないかと考えております。

それから、制度はございませぬけれども、我が国の弁護士が行って活動を認めている国があるわけでございます。それは先ほど申し上げましたイギリスとかベルギーといったところでござい

ます。さらに、東南アジアで申しますと香港が同じように受け入れを認めておる国でございます。ただ、ちよつと特異な形でございまして、これは個人の弁護士を受け入れているのではなくて、ファームの進出を認めているといふような国でございますので特異でございませぬけれども、これも一応抽象的には相互主義の要件に当てはまる国ではないだらうかと考えております。さらに、シンガポールも同じような意味で、制度は持つておりませぬけれども、司法長官の裁量で外国の弁護士の活動を認めているといふふうに承知をいたしておりますので、その辺も十分調査をいたしまして、この要件に当たるものであれば相互主義の適用が可能になると考えるわけでございます。

○稲葉(誠)委員 アメリカとの間に今特に話題になっておりますね。さっきのシャピロですか、銀行の問題や何かがあつて、アメリカから問題になつてきたわけですが、これは結局弁護士制度という日本の法曹制度の基本的な問題なんです。が、同時に一つの日米の貿易摩擦といふか、貿易摩擦に直接当たるといふことは別として、それに関連をしておるといふことであるといふふうに理解して、アメリカ側から話がつてこられた問題だといふことになるわけですか。となれば、今後具体的に、仮にこの法律が成立したときに、いつごろまでどういうふうにしてやっていくといふことにプロセスはなるのですか。

○井嶋政府委員 お尋ねは、法案成立後どういふプロセスを経て施行するかという御質問かと思ひますが、今申しましたように、この法案ができました暁には、まず相互主義の適用といったような問題、これは諸外国の制度を講学上承知しているといふだけでは十分ではございませぬので、私どもが現在の一番新しい制度、その運用といったものも十分調査をする必要がござい

を行うことも必ずしも十分に保証されているとはいえない状況にあります。」こういうふうには、提案理由の説明にあります。「我が国の弁護士が外国において日本法に関する法律事務」というのは、まずどういことが考えられるわけですか。そして、それが「必ずしも十分に保証されている」とは、言いがたい」ということは、具体的にはどういうことを言っているわけですか。

○井嶋政府委員 最近における国際的な人的、物的な交流の活発化に伴いまして、物の流れ、人の流れが非常に拡大をしまいつておるわけでございます。

う意味において、外国から日本に来る企業あるいは外国人もより安心して、よりスムーズに、より円滑に事業活動なり行動がとれるということでございますから、非常に欲張った話ではございますけれども、そういったところをねらいながらこの法律をつくっておるわけでございまして、直接的には国内における国際法のサービスの充実というものに規定上は向いておりますが、しかし、全体としてそういった制度を我が国が国内でつくることとがてこになりまして、諸外国への我が国の弁護士の出出が促進されるのではないかとということが一つの目的を置いておるわけでございします。

は現実には思うわけですが、これについては同僚議員からまた質問があり、それから参考人等の中でも質問があると考えておりますので、甚だ勝手でございますけれども、私の質問は今言ったような事情できょうは一応これで、終わりではなくてペンディングというのか、そういうふうな形で一応終わらせていただきたいと思います。

○太田委員長代理 次回は、来る十五日火曜日午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時散会

日本法の外国におけるサービスという点をとらえますと、貿易量もあるいは日本から進出しております企業の数もあるいはそれに伴う日本人の海外への出国にいたしましても拡大の一途をたどつておるといふ状況下にあるところに、今申しましたように各国はそれぞれの弁護士制度を持つておるわけでございますから、基本的には各国が閉ざしておるといふ状況があるわけでございます。そういう状況の中で、我が国の企業なり法人がいろいろな形で法律関係に關与する、かかわり合

○**稱業誠**委員 この法律の中で一番大きな問題として現実に起きてくるのは「外国法事務弁護士」の権利及び義務」というところだと私は思っているわけです。そうすると、ここでは四十九条一項の雇用それから二項の共同事業が一番問題になってくると私は思っているわけです。きょう私のところへニューヨークから来ておるものですから、どうしても五時にあれしななければならないので、本会議がおくれてしまったものですから、二時から五時までのつもりだったので、申しわけありま

外国弁護士による法律事務の取扱ひに関する
 特別措置法案
 外国弁護士による法律事務の取扱ひに關する
 特別措置法
 目次
 第一章 總則（第一条・第二条）
 第二章 外国法律事務弁護士の職務（第三条―第
 六条）
 第三章 外国法律事務弁護士となる資格

そういたしますと、この法律をてこいたしましたとして、諸外国が我が国弁護士を受け入れるという制度が拡大していきますれば、それだけ日本の弁護士が進出をしていく道が開かれるわけでございますから、そういった暁には、今申しましたように

せんかここで終わりにするのですけれども、このところが提案理由には詳しく出ていないのです。第三のところで「外国法事務弁護士の特性に応じた規律をすることとしたしております。」と書いてあるのですが、どうしてこのところをもう少し詳しく説明しなかったのですか。

○但本説明員 外国法事務弁護士の権利及び義務の中核は、日本の弁護士法の規律に準じて規律するということが一番中核的な問題でございます。そして、例外的に外国法事務弁護士の特性に応じた

第一節 法務大臣による承認（第七條—第十
五條）

第二節 特定外国法の指定（第十六條—第二
十條）

第四章 外国法事務弁護士の登録、業務及び監
督

第一節 総則（第二十一條—第二十三條）

第二節 外国法事務弁護士の登録

第一款 外国法事務弁護士名簿（第二十四
條—第三十六條）

な外国における日本法に関するサービスの不十分さといったものも解消されていくのではないか、あるいは企業の活動もより円滑にいくのではないか。さらには、日本の弁護士が外国におりますれば、日本に行きたい企業あるいは日本に來たい外国人に対して日本のマインドを持った日本の弁護士にいろいろな法律サービスを受けられるとい

規律をいたしますというのは従たる問題でございます。そのために、その従たるものについては「外国法事務弁護士の特性に応じた規律をすること」といたしております。」という表現をとつたものでございます。

○稲葉(誠)委員　今のところを中心として、この権利義務の点が一番大きな問題になってくると私

第二款 外国法事務弁護士登録審査会（第三十七条—第三十九条）

第三款 弁護士会及び日本弁護士連合会への入会及び退会（第四十条—第四十三条）

第三節 外国法事務弁護士の権利及び義務（第四十四条—第五十条）

一九

第四節 外国法事務弁護士懲戒

第一款 懲戒の処分（第五十一条—第五十四条）

第二款 外国法事務弁護士懲戒委員会及び外国法事務弁護士綱紀委員会（第五十五条—第五十八条）

第五章 雑則（第五十九条—第六十二条）

第六章 罰則（第六十三条—第六十八条）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、相互の保証の下に、外国弁護士となる資格を有する者が国内において外国法に関する法律事務を取り扱うことができるのみちを開き、かつ、その法律事務の取扱いを弁護士士の例に準じて規律する等の特別の措置を講ずることにより、渉外的法律関係の安定を図り、あわせて、外国における日本法に関する法律事務の取扱いの充実に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 弁護士 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定による弁護士をいう。

二 外国弁護士 外国（法務省令で定める連邦国家にあつては、その連邦国家の州、属地その他の構成単位で法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）において法律事務を行うことを職務とする者で弁護士に相当するものをいう。

三 外国法事務弁護士 第七条の規定による承認を受け、かつ、第二十四条の規定による名簿への登録を受けた者をいう。

四 原資格国 第七条の規定による承認を受けた者がその承認の基礎となつた外国弁護士となる資格を取得した外国をいう。

五 原資格国法 原資格国において効力を有し、又は有した法をいう。

六 原資格国法に関する法律事務 原資格国法

がその全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法律事件についての法律事務をいう。

七 特定外国 原資格国以外の特定の外国をいう。

八 特定外国法 特定外国において効力を有し、又は有した法をいう。

九 指定法 第七条の規定による承認を受けた者が第十六条第一項の規定による指定を受けた特定外国法をいう。

十 指定法に関する法律事務 指定法がその全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法律事件についての法律事務をいう。

十一 日本弁護士連合会 弁護士法の規定による日本弁護士連合会をいう。

十二 弁護士会 弁護士法の規定による弁護士会をいう。

十三 国内 この法律の施行地をいう。

第二章 外国法事務弁護士の職務

（職務）

第三条 外国法事務弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、原資格国法に関する法律事務を行うことを職務とする。ただし、次に掲げる法律事務を行うことは、この限りでない。

一 国内の裁判所、検察庁その他の官公署における手続についての代理及びその手続についてこれらの機関に提出する文書の作成

二 刑事に関する事件における弁護士としての活動、少年の保護事件における付添人としての活動及び逃亡犯罪人引渡審査請求事件における補佐

三 原資格国法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明

四 外国の裁判所又は行政庁のために行う手続上の文書の送達

五 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二條第五号の公正証書の作成嘱託の代理

六 国内に所在する不動産に関する権利又は工

業所有権、鉱業権その他の国内の行政庁への登録により成立する権利若しくはこれらの権利に関する権利（以下「工業所有権等」という。）の得喪又は変更を主たる目的とする法律事件についての代理又は文書（鑑定書を除く。以下この条において同じ。）の作成

2 外国法事務弁護士は、前項の規定により職務として行うことができる法律事務であつても、次に掲げるものについては、弁護士と共同し、又は弁護士との書面による助言を受けて行わなければならない。

一 国内に所在する不動産に関する権利又は工業所有権等の得喪又は変更を目的とする法律事件のうち、前項第六号の法律事件以外のものについての代理及び文書の作成

二 親族関係に関する法律事件で、その当事者として日本国民が含まれるものについての代理及び文書の作成

三 国内に所在する財産で国内に居住する者が所有するものに係る遺言若しくは死因贈与に関する法律事件又は国内に所在する財産で死亡の時に国内に居住していた者が所有していたものについての遺産の分割、遺産の管理その他の相続に関する法律事件で、その当事者として日本国民が含まれるものについての代理及び文書の作成

（職務外の法律事務の取扱いの禁止）

第四条 外国法事務弁護士は、前条第一項の規定による職務の範囲を超えて法律事務を行つてはならない。

（指定法に関する法律事務）

第五条 外国法事務弁護士は、前条の規定にかかわらず、第十六条第一項の規定による指定を受けた、かつ、第三十四条第一項の規定による指定法の付記を受けたときは、指定法に関する法律事務を行うことができる。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務並びに指定法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明

については、この限りでない。

2 第三条第二項の規定は、外国法事務弁護士が前項の規定により指定法に関する法律事務を行う場合について準用する。

（弁護士法の準用等）

第六条 弁護士法第一条及び第二条の規定は、外国法事務弁護士について準用する。

2 弁護士法第七十二条の規定は、外国法事務弁護士には適用しない。

第三章 外国法事務弁護士となる資格

（外国法事務弁護士となる資格）

第七条 外国法事務弁護士となる資格を有する者は、法務大臣の承認を受けた場合に限り、外国法事務弁護士となる資格を有する。

（欠格事由）

第八条 弁護士法第六条の規定は、外国法事務弁護士となる資格について準用する。

（承認の申請）

第九条 第七条の規定による承認（以下「承認」という。）を受けようとする者は、氏名、生年月日、国籍、住所、外国法事務弁護士となる資格を取得した年月日、その資格を取得した外国の国名、当該外国法事務弁護士の名称その他の法務省令で定める事項を記載した承認申請書を法務大臣に提出しなければならない。

2 前項の承認申請書には、外国法事務弁護士となる資格を取得したことを証する書類、次条第一項各号に掲げる基準に適合することを証する書類その他の法務省令で定める書類を添付しなければならない。

3 承認を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納めなければならない。

（承認の基準）

第十条 法務大臣は、前条第一項の規定による申請をした者（以下「承認申請者」という。）が次に掲げる基準に適合するものでなければ、承認をすることができない。

一 外国弁護士となる資格を有し、かつ、その資格を取得した後五年以上その資格を取得した外国において外国弁護士として職務を行つた経験を有すること。
二 次に掲げる者でないこと。
イ 禁錮以上の刑に相当する外国の法令による刑に処せられた者
ロ 弾劾裁判所の罷免の裁判に相当する外国の法令による裁判を受けた者
ハ 弁護士法第六条第三号に規定する処分に相当する外国の法令による処分を受け、その処分を受けた日から三年を経過しない者
ニ 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないものと外国の法令上同様に取り扱われている者
三 誠実に職務を遂行する意思並びに適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居及び財産的基礎を有するとともに、依頼者に与えた損害を賠償する能力を有すること。
2 法務大臣は、承認申請者が前項各号に掲げる基準に適合するものである場合においても、弁護士となる資格を有する者に対し同項第一号の外国においてこの法律による取扱いと実質的に同等な取扱いが行われているときでなければ、承認をすることができない。
3 法務大臣は、承認をする場合には、あらかじめ、日本弁護士連合会の意見を聴かなければならない。
(承認の告示等)
第十一条 法務大臣は、承認をしたときは、遅滞なく、その旨を承認申請者及び日本弁護士連合会に書面で通知するとともに、官報で告示しなければならない。
2 承認は、前項の告示があつた日からその効力を生ずる。
(承認の失効)
第十二条 承認を受けた者が、前条第一項の規定による告示の日の翌日から起算して六箇月以内に第二十五条第一項の規定による請求をしなかつたときは、その承認は、その効力を失う。
(報告等)
第十三条 法務大臣は、承認を受けた者に対し、必要があると認めるときは、第十条第一項各号に掲げる基準に係る事項又は弁護士となる資格を有する者に対する原資格国における取扱いに関する事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。
2 法務大臣は、承認に関する事務の処理に必要があるとき認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
(承認の取消し)
第十四条 法務大臣は、承認を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、その承認を取り消さなければならない。
一 原資格国の外国弁護士となる資格を失つたとき。
二 第八条において準用する弁護士法第六条各号(第二号を除く。)の一に該当するに至つたとき。
三 第二十六条の規定により登録が拒絶されたとき。
四 第三十条第二項の規定により登録が取り消されたとき。
2 法務大臣は、承認を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、その承認を取り消すことができる。
一 第九条第一項の承認申請書又は同条第二項の添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けていることが判明したとき。
二 第十条第一項第二号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。
三 業務又は財産の状況が著しく悪化し、これによつて依頼者が損害を受けるおそれがある場合において、その損害を防止するためやむを得ないと認められるとき。
四 第十条第一項各号に掲げる基準に係る事項

について、前条第一項の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
五 第二十九条の規定による請求により登録の取消しを受けたとき。
3 法務大臣は、弁護士となる資格を有する者に対し外国においてこの法律による取扱いと実質的に同等な取扱いが行われなくなつたときは、当該外国を原資格国として承認を受けた者に対し、その承認を取り消すことができる。
4 第十条第三項及び第十一条の規定は、前三項の規定による承認の取消しについて準用する。
(陳述等の機会の供与)
第十五条 法務大臣は、前条第一項第一号、第二項第一号から第四号まで又は第三項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受ける者に対してその旨を通知し、かつ、これに關して相當の期間内に陳述及び資料の提出をする機会を与えなければならない。
第二節 特定外国法の指定
(指定)
第十六条 法務大臣は、承認を受けた者が次の各号に掲げる条件のいずれかに該当するときは、その者に対し、特定外国法を指定することができる。
一 特定外国の外国弁護士となる資格を有する者であること。
二 特定外国の外国弁護士となる資格を有する者と同程度に当該特定外国の法に關する學識を有し、かつ、その法に關する法律事務の取扱いについて五年以上の實務経験を有する者であること。
2 第十条第三項及び第十一条の規定は、前項の規定による指定について準用する。
(指定の申請)
第十七条 承認を受けた者が前条第一項の規定による指定(以下「指定」という。)を受けようとするときは、指定申請書を法務大臣に提出しなければならない。

2 前項の指定申請書には、前条第一項各号に掲げる条件の一に該当することを証する書類その他の法務省令で定める書類を添付しなければならない。
3 指定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。
(指定の失効)
第十八条 承認がその効力を失ひ、又は取り消されたときは、指定は、その効力を失う。指定を受けた者が第十六条第二項において準用する第十一条第一項の規定による告示の日の翌日から起算して六箇月以内に第三十三条第一項の規定による請求をしなかつたときも、同様とする。
(報告等)
第十九条 法務大臣は、指定を受けた者に対し、必要があると認めるときは、第十六条第一項各号に掲げる条件に係る事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。
2 第十三条第二項の規定は、指定に關する事務の処理について準用する。
(指定の取消し)
第二十条 法務大臣は、指定を受けた者が第十六条第一項第一号の資格を失つたときは、その指定を取り消さなければならない。
2 法務大臣は、指定を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、その指定を取り消すことができる。
一 第十七条第一項の指定申請書又は同条第二項の添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けていることが判明したとき。
二 前条第一項の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
3 第十条第三項、第十一条及び第十五条の規定は、前二項の規定による指定の取消しについて準用する。
第四章 外国法事務弁護士の登録、業務及

第一類第三号 法務委員会議録第五号 昭和六十一年四月十一日
二二

第一節 監督

(弁護士会及び日本弁護士連合会の目的等)

第二十一条 弁護士法第三十一条第一項、第四十一条及び第四十二条第二項(同法第五十条において準用する場合を含む。)並びに同法第四十五條第二項、第四十八條及び第四十九條の規定の適用については、外国法事務弁護士は、弁護士とみなす。

(弁護士会の会則の記載事項の特則)

第二十二條 弁護士会の会則には、弁護士法第三十三條第二項各号に掲げるもののほか、日本弁護士連合会の会則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 外国法事務弁護士に関する弁護士法第三十三條第二項第三号、第九号、第十五号及び第十六号に掲げる事項

二 外国法事務弁護士の綱紀保持に関する規定

三 官公署その他に対する外国法事務弁護士の推薦に関する規定

四 外国法事務弁護士の職務に関する紛議の調停に関する規定

五 外国法事務弁護士の懲戒の請求に関する規定

六 その他外国法事務弁護士に関する必要な規定

(日本弁護士連合会の会則の記載事項の特則)

第二十三條 日本弁護士連合会の会則には、弁護士法第四十六條第二項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 前条第一号から第三号までに掲げる事項

二 外国法事務弁護士名簿の登録、登録換え及び登録の取消に関する規定

三 外国法事務弁護士登録審査会に関する規定

四 外国法事務弁護士の懲戒、外国法事務弁護士懲戒委員会及び外国法事務弁護士綱紀委員会に関する規定

五 その他外国法事務弁護士に関する必要な規定

第二節 外国法事務弁護士の登録

第一款 外国法事務弁護士名簿

(登録)

第二十四條 外国法事務弁護士となる資格を有する者が、外国法事務弁護士となるには、日本弁護士連合会に備える外国法事務弁護士名簿に、氏名、生年月日、国籍、原資格国の国名、国内の住所、事務所、所属弁護士会その他の日本弁護士連合会の会則で定める事項の登録を受けなければならない。

2 外国法事務弁護士名簿の登録は、日本弁護士連合会が行う。

(登録の請求等)

第二十五條 前条の規定による登録(以下「登録」という。)を受けようとする者は、入会しようとする弁護士会を経由して、日本弁護士連合会に登録請求書提出しなければならない。

2 前項の登録請求書には、次に掲げる事項を記載し、外国法事務弁護士となる資格を有することを証する書類その他の日本弁護士連合会の会則で定める書類を添付しなければならない。

一 登録を受けるべき事項

二 承認を受けた年月日

三 外国弁護士として受けた賞罰及びその職務上の監督機関によるその職務歴に関する評価

四 その他日本弁護士連合会の会則で定める事項

3 第一項の登録請求書の提出を受けた弁護士会は、速やかに、これを日本弁護士連合会に送達しなければならない。

4 前項の弁護士会は、日本弁護士連合会に対し、第一項の規定による登録の請求(以下「登録請求」という。)について意見を述べることができ(登録の拒絶)

第二十六條 日本弁護士連合会は、登録請求をした者が、弁護士会若しくは日本弁護士連合会の秩序若しくは信用を害するおそれがあるとき、又は次の各号の一に該当し、外国法事務弁護士

の職務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるときは、外国法事務弁護士登録審査会の議決に基づき、その登録を拒絶することができる。

一 心身に故障があるとき。

二 第八条において準用する弁護士法第六條第三号に規定する処分を受けた者が当該処分を受けた日から三年を経過して請求したとき。

(登録に関する通知)

第二十七條 日本弁護士連合会は、登録請求を受けた場合において、登録をしたときはその旨を、登録を拒絶したときはその旨及びその理由を当該登録請求をした者及びこれを進達した弁護士会並びに法務大臣に書面により通知しなければならない。

(登録換への請求等)

第二十八條 外国法事務弁護士は、所属弁護士会を変更しようとするときは、新たに入会しようとする弁護士会を経由して、日本弁護士連合会に登録換へ請求書提出しなければならない。

2 外国法事務弁護士は、前項の規定による登録換への請求(以下「登録換へ請求」という。)をするときは、所属弁護士会にその旨を届け出なければならない。

3 第二十五條第三項及び第四項並びに前二條の規定は、登録換へ請求について準用する。

(登録の取消しの請求)

第二十九條 外国法事務弁護士は、その業務をやめようとするときは、所属弁護士会を経由して、日本弁護士連合会に登録の取消しを請求しなければならない。

(登録の取消)

第三十條 日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士が次の各号の一に該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

一 第八条において準用する弁護士法第六條各号(第二号を除く。)の一に該当するに至つたとき。

二 前条の規定により登録の取消しを請求した

とき。

三 退会命令を受けたとき。

四 第十四條第一項第一号、第二項第一号から第四号まで又は第三項の規定により承認が取り消されたとき。

五 死亡したとき。

2 日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士が、第二十六條各号に掲げる事項について虚偽の申告をしていとき、又は第四十八條の規定に違反したときは、外国法事務弁護士登録審査会の議決に基づき、その登録を取り消すことができる。

3 日本弁護士連合会は、第一項第一号から第四号まで又は前項の規定により登録を取り消したときは、その旨及びその理由を当該外国法事務弁護士及び従前の所属弁護士会並びに法務大臣に書面により通知しなければならない。

(登録の取消事由の報告)

第三十一條 弁護士会は、所属の外国法事務弁護士に登録の取消事由があると認めるときは、日本弁護士連合会に、速やかに、その旨を報告しなければならない。

(登録等の公告)

第三十二條 日本弁護士連合会は、登録、登録換え及び登録の取消しをしたときは、速やかに、その旨を官報で公告しなければならない。

(指定法の付記の請求)

第三十三條 外国法事務弁護士は、登録に指定法の付記を受けようとするときは、所属弁護士会を経由して、日本弁護士連合会に対し、指定法付記請求書提出しなければならない。

2 前項の指定法付記請求書には、日本弁護士連合会の会則で定める事項を記載し、指定を受けたことを証する書類を添付しなければならない。

3 第二十五條第三項の規定は、第一項の指定法付記請求書の進達について準用する。

(指定法の付記)

第三十四條 日本弁護士連合会は、前条の規定に

よる請求を受けたときは、速やかに、当該外国
法事務弁護士登録に当該指定法を付記しなけ
ればならない。

2 第二十七条の規定は、前項の規定による付記
をした場合について準用する。

(指定法の付記の抹消)

第三十五条 日本弁護士連合会は、指定が取り消
されたときは、当該指定法の付記を抹消しなけ
ればならない。

(指定法の付記等の公告)

第三十六条 第三十二条の規定は、指定法の付記
及びその付記の抹消について準用する。

第二款 外国法事務弁護士登録審査会
(設置)

第三十七条 日本弁護士連合会に外国法事務弁護
士登録審査会を置く。

2 外国法事務弁護士登録審査会は、日本弁護士
連合会の請求により、外国法事務弁護士の登録
請求、登録換え請求、第二十九条の規定による
登録の取消しの請求及び第三十条第二項の規定
による登録の取消しに關して必要な審査を行う
ものとする。

(組織)

第三十八条 外国法事務弁護士登録審査会は、会
長及び委員十三人をもつて組織する。

2 会長は、日本弁護士連合会の会長が指名する
日本弁護士連合会の副会長をもつて充てる。

3 委員のうち、八人は弁護士の中から、三人は
裁判官、検察官及び学識経験者の中からそれぞれ
一人ずつ、二人は政府職員の中から日本弁護
士連合会の会長が委嘱する。ただし、裁判官、検
察官又は政府職員である委員は最高裁判所、検
事総長又は法務大臣の推薦に基づき、その他の
委員は日本弁護士連合会の会則で定める日本弁
護士連合会の機関の決議に基づかなければなら
ない。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委
員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 外国法事務弁護士登録審査会に予備委員十三

人を置く。

6 第三項及び第四項並びに弁護士法第五十三条
第三項の規定は、前項の予備委員について準用
する。

7 弁護士法第五十四条の規定は外国法事務弁護
士登録審査会の会長について、同条第二項の規
定は外国法事務弁護士登録審査会の委員及び予
備委員について準用する。

(審査手続)

第三十九条 弁護士法第五十五条第一項の規定
は、外国法事務弁護士登録審査会の審査手続に
ついて準用する。

2 外国法事務弁護士登録審査会は、登録請求若
しくは登録換え請求の拒絶又は第三十条第二項
の規定による登録の取消しを可とする議決をする
場合には、あらかじめ、当事者に対してその
旨を通知し、かつ、これに關して陳述及び資料
の提出をする機会を与えなければならない。

第三款 弁護士会及び日本弁護士連合
会への入会及び退会

(弁護士会及び日本弁護士連合会への入会及び
退会)

第四十条 登録を受けた者は、当該登録の時に、
当該弁護士会及び日本弁護士連合会に入会する
ものとする。

2 登録換えを受けた者は、当該登録換えの時に、
当該弁護士会に入会するものとし、これによつ
て従前の所属弁護士会を退会するものとする。

3 第二十九条の規定による請求により登録の取
消しを受けた者は、その取消しの時に、所属弁
護士会及び日本弁護士連合会を退会するものと
する。

第四十一条 弁護士会が合併したときは、合併に
より解散した弁護士会に所属した外国法事務弁
護士は、当然、合併後存続し又は合併により設
立された弁護士会に入会するものとする。

2 第二十八条第一項の規定は、前項の場合につ
いて準用する。

(会則を守る義務)

第四十二条 外国法事務弁護士は、所属弁護士会
及び日本弁護士連合会の会則中外国法事務弁護
士に關する規定を守らなければならない。

(外国法事務弁護士の議決権)

第四十三条 外国法事務弁護士は、所属弁護士会
又は日本弁護士連合会が、第二十二各号又は
第二十三各号に掲げる事項についての会則の
制定又は改廃を審議すべき総会を招集するとき
は、その総会に出席し、意見を述べ、及び議決に
加わることができる。

第三節 外国法事務弁護士の権利及び義
務

(外国法事務弁護士の資格の表示)

第四十四条 外国法事務弁護士は、業務を行うに
際しては、外国法事務弁護士の名称を用い、か
つ、その名称に原資格国の国名を付加しなけれ
ばならない。

(外国法事務弁護士の事務所)

第四十五条 外国法事務弁護士の事務所は、外国
法事務弁護士事務所と称さなければならない。

2 外国法事務弁護士の事務所は、その全部又は
一部の者の氏名を用いなければならない。かつ、
他の個人又は団体の名称を用いてはならない。

3 前二項の規定にかかわらず、外国法事務弁護
士の事務所は、併用されているときは、その弁
護士の事務所としての名称を使用することができる。

4 外国法事務弁護士の事務所は、その外国法事務
弁護士会の所属弁護士会が地域内に設けなければ
ならない。

5 外国法事務弁護士は、いかなる名義をもつて
しても、国内に二個以上の事務所を設けること
ができない。

(原資格国法及び指定法の表示)

第四十六条 外国法事務弁護士は、日本弁護士連
合会の会則で定めるところにより、その事務所
内の公衆の見やすい場所に、原資格国法及び指
定法を表示する標識を掲示しなければならない。

2 前項の規定による掲示のほか、原資格国法及
び指定法の表示に關し必要な事項は、日本弁護
士連合会の会則で定める。

(外国弁護士の名称等の使用)

第四十七条 外国法事務弁護士は、業務を行うに
際しては、外国法事務弁護士の名称及び原資格
国の国名に付加する場合に限り、原資格国にお
ける外国弁護士の名称を用いることができる。

2 外国法事務弁護士は、業務を行うに際しては、
次に掲げる場合において自己の氏名及び事務所
の名称に付加するときに限り、法律事務の処理
を目的とする原資格国の法人、組合その他の事
業体で自己が所属するものの名称を用いること
ができる。

一 当該事業体の名称を用いている外国法事務
弁護士がない場合

二 既に当該事業体の名称を用いている外国法
事務弁護士がある場合においてその外国法事
務弁護士と事務所を共にするとき

(在留義務)

第四十八条 外国法事務弁護士は、一年のうち百
八十日以上本邦に在留しなければならない。

2 外国法事務弁護士が、自己又は親族の傷病そ
の他のやむを得ない事情に基づき、出国をして
本邦外の地域に在った場合においては、その本
邦外の地域に在った期間は、前項の規定の適用
については、本邦に在留した期間とみなす。

(弁護士等の雇用等の禁止)

第四十九条 外国法事務弁護士は、弁護士を雇用
してはならない。

2 外国法事務弁護士は、組合契約その他の契約
により、特定の弁護士と法律事務を行うことを
目的とする共同の事業を営み、又は特定の弁護
士が法律事務を行つて得る報酬その他の収益の
分配を受けてはならない。

(弁護士法の準用等)

第五十条 弁護士法第二十三条から第三十条まで
の規定は、外国法事務弁護士について準用する。
2 弁護士法第七十四条第二項の規定は、外国法

事務弁護士には適用しない。

第四節 外国法事務弁護士の懲戒

第一款 懲戒の処分

(懲戒事由及び懲戒権者)

第五十一条 外国法事務弁護士は、この法律又は所屬弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則、中外国法事務弁護士に関する規定に違反し、所屬弁護士会又は日本弁護士連合会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失ふべき非行があつたときは、懲戒を受ける。

2 懲戒は、日本弁護士連合会が外国法事務弁護士懲戒委員会の議決に基づいて行う。

(懲戒の種類)

第五十二条 懲戒は、次の四種とする。

一 戒告

二 二年以内の業務の停止

三 退会命令

四 除名

(懲戒の請求、調査及び審査)

第五十三条 何人も、外国法事務弁護士について懲戒の事由があると思考するときは、その事由の説明を添えて、当該外国法事務弁護士の所屬弁護士会を経由して、日本弁護士連合会に懲戒の請求をすることができる。

2 弁護士会は、所屬の外国法事務弁護士について、懲戒の事由があると思考するとき、又は前項の請求があつたときは、弁護士法第七十条第一項の規定によりその弁護士会に置かれた綱紀委員会に調査をさせることができる。この場合において、その綱紀委員会が当該外国法事務弁護士を懲戒することを相当と認めるときは、その綱紀委員会の調査結果及び意見を添えて日本弁護士連合会に懲戒の請求をしなければならぬ。

3 日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士について、懲戒の事由があると思考するとき、又は第一項の請求があつたときは、外国法事務弁護士綱紀委員会にその調査をさせなければならぬ。ただし、同一の事由について前項の調査が行われているときは、この限りでない。

行われているときは、この限りでない。

4 日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士綱紀委員会が前項の調査により外国法事務弁護士を懲戒することを相当と認めたとき、又は第二項の請求があつたときは、外国法事務弁護士懲戒委員会にその審査を求めなければならない。

5 日本弁護士連合会は、第一項又は第二項の請求に係る外国法事務弁護士を懲戒したとき、又はその外国法事務弁護士を懲戒しないこととしたときは、その旨を第一項の請求をした者又は第二項の請求をした弁護士会に通知しなければならない。

6 弁護士法第五十五条第一項の規定は、第二項及び第三項の調査の手続について準用する。

(弁護士法の準用)

第五十四条 弁護士法第六十三条の規定は懲戒に付された外国法事務弁護士について、同法第六十四条の規定は外国法事務弁護士の懲戒手続について準用する。

第二款 外国法事務弁護士懲戒委員会及び外国法事務弁護士綱紀委員会

(外国法事務弁護士懲戒委員会の設置)

第五十五条 日本弁護士連合会に外国法事務弁護士懲戒委員会を置く。

2 外国法事務弁護士懲戒委員会は、日本弁護士連合会の請求により、外国法事務弁護士の懲戒に關して必要な審査を行うものとする。

(組織)

第五十六条 外国法事務弁護士懲戒委員会は、委員十五人をもつて組織する。

2 委員のうち、八人は弁護士の中から、六人は裁判官、検察官及び政府職員の中からそれぞれ二人ずつ、一人は学識経験者の中から日本弁護士連合会の会長が委嘱する。ただし、裁判官、検察官又は政府職員である委員は最高裁判所、検事総長又は法務大臣の推薦に基づき、その他の委員は日本弁護士連合会の会則で定める日本弁護士連合会の機関の決議に基づかなければならぬ。

ない。

3 外国法事務弁護士懲戒委員会に委員長を置き、委員が互選する。

4 第三十八条第四項の規定は、外国法事務弁護士懲戒委員会の委員の任期について準用する。

5 外国法事務弁護士懲戒委員会に予備委員十五人を置く。

6 第二項及び第三十八条第四項並びに弁護士法第五十三条第三項の規定は、前項の予備委員について準用する。この場合において、同条第三項中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

7 弁護士法第五十四条の規定は外国法事務弁護士懲戒委員会の委員長について、同条第二項の規定は外国法事務弁護士懲戒委員会の委員及び予備委員について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

(審査手続)

第五十七条 弁護士法第五十五条第一項、第六十七条第一項及び第二項並びに第六十八条の規定は、外国法事務弁護士懲戒委員会の審査手続について準用する。

(外国法事務弁護士綱紀委員会の設置等)

第五十八条 日本弁護士連合会に外国法事務弁護士綱紀委員会を置く。

2 外国法事務弁護士綱紀委員会は、第五十三条第三項の調査を行うものとする。

3 外国法事務弁護士綱紀委員会は、委員若干人をもつて組織する。

4 委員は、弁護士、裁判官、検察官、政府職員及び学識経験者の中から日本弁護士連合会の会長が委嘱する。ただし、裁判官、検察官又は政府職員である委員は最高裁判所、検事総長又は法務大臣の推薦に基づき、その他の委員は日本弁護士連合会の会則で定める日本弁護士連合会の機関の決議に基づかなければならぬ。

6 第三十八条第四項の規定は、外国法事務弁護士綱紀委員会の委員の任期について準用する。

7 外国法事務弁護士綱紀委員会に予備委員若干人を置く。

8 第四項及び第三十八条第四項並びに弁護士法第五十三条第三項の規定は、前項の予備委員について準用する。この場合において、同条第三項中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

9 弁護士法第五十四条の規定は外国法事務弁護士綱紀委員会の委員長について、同条第二項の規定は外国法事務弁護士綱紀委員会の委員及び予備委員について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

第五章 雑則

(不服申立ての制限)

第五十九条 日本弁護士連合会がこの法律に基づいてした処分については、行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

(訴えの提起)

第六十条 第二十六条の規定により登録を拒絶された者、第二十八条第三項において準用する第二十六条の規定により登録換えを拒絶された者、第三十条第二項の規定により登録を取り消された者又は第五十一条の規定による懲戒を受けた者は、東京高等裁判所に当該処分の取消しの訴えを提起することができる。

2 登録請求又は登録換え請求をした者は、その請求の日の翌日から起算して五箇月を経過しても、日本弁護士連合会が当該請求に対して何ら処分をしないときは、当該登録又は登録換えを拒絶されたものとして、前項の訴えを提起することができる。

(非外国法事務弁護士の虚偽標示の禁止)

第六十一条 外国法事務弁護士の虚偽標示の禁止

第六十二条 外国法事務弁護士でない者は、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士事務所の標示又は記載をしてはならない。

(法務省令への委任)

第六十二条 この法律に定めるもののほか、承認及びその取消し並びに指定及びその取消しの手続その他第三章の規定の実施に関し必要な事項は、法務省令で定める。

第六章 罰則

第六十三条 外国法事務弁護士が、業務に関し、次の各号に掲げる法律事務を行つたときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 国内の裁判所における訴訟事件(刑事に関するものを除く)、非訟事件、家事審判事件、民事執行事件その他民事に関する事件の手続についての代理

二 刑事に関する事件の手続についての代理、刑事に関する事件における弁護人としての活動、少年の保護事件における付添人としての活動又は逃亡犯罪人引渡審査請求事件における補佐

三 国内の行政庁に対する異議申立て、審査請求その他の不服申立事件の手続についての代理

四 国内において効力を有し、又は有した法(原資格国法又は指定法に含まれる条約その他の国際法を除く)の解釈又は適用についての書面による鑑定

第六十四条 偽りその他不正の手段により、外国法事務弁護士名簿に登録をさせ、又は登録に指定法の付記をさせた者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第六十五条 第五十条において準用する弁護士法第六十六条の規定に違反した者は、三年以下の懲役に処する。

第六十六条 第五十条において準用する弁護士法第二十七条又は第二十八条の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十七条 外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士であつた者が、正当な理由がないのに、そ

の業務に関して知ることができた人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴を待つて論ずる。

第六十八条 第六十一条の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(実務経験年数に関する特例)

2 外国弁護士となる資格を有する者でこの法律の施行の際現に国内において弁護士に雇用され、かつ、当該弁護士に対しその外国弁護士となる資格を取得した外国の法に関する知識に基づいて労務を提供しているものが、この法律の施行前の期間でその資格を取得した後の期間において国内で弁護士に対してその外国の法に関する知識に基づいて行つた労務の提供は、第十条第一項第一号の規定の適用については、通算して二年を限度としてその資格を取得した外国において外国弁護士として行つた職務の経験とみなす。

(民事訴訟法の一部改正)

3 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二百八十一条第一項第二号中「弁護士」の下に「(外国法事務弁護士ヲ含ム)」を加える。

(弁理士法の一部改正)

4 弁理士法(大正十年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第五十条第三号中「弁護士」の下に「若ハ外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第 号)」を加える。

(公認会計士法の一部改正)

5 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第七号中「弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)」の下に「若しくは外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第 号)」を加える。

(刑事訴訟法の一部改正)

6 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二百五条及び第百四十九条中「弁護士」の下に「(外国法事務弁護士を含む)」を加える。

(弁護士法の一部改正)

7 弁護士法の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「弁護士」の下に「若しくは外国法事務弁護士」を加える。

第十三条第一項中「前条第一項第一号」を「第十二条第一項第一号」に改める。

第七十五条第一項及び第七十七条中「五万円」を「百万円」に改める。

第七十九条中「五万円」を「二十万円」に改める。

(一) 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第 号) 第二十四条第一項(登録)

の外国法事務弁護士の登録

(法務省設置法の一部改正)

11 法務省設置法(昭和二十二年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 外国法事務弁護士に関する事項

理由

最近における国際的な法律事務の増大にかんがみ、涉外的法律関係の安定を図り、あわせて、外国における日本法に関する法律事務の取扱いの充実に資するため、相互の保証の下に、外国弁護士となる資格を有する者が国内において外国法に関する法律事務を取り扱うことができる機会を開き、かつ、その法律事務の取扱いを弁護士の例に準じて規律する等の特別の措置を講ずる必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

(税理士法の一部改正)

8 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第九号中「弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)」の下に「若しくは外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第 号)」を加える。

第二十四条第一号及び第四十三条中「弁護士」の下に「(外国法事務弁護士)」を加える。

(所得税法の一部改正)

9 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二百四十四条第一項第二号中「弁護士」の下に「(外国法事務弁護士を含む)」を加える。

(登録免許税法の一部改正)

10 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号(一)の次に次のように加える。

登録件数 一件につき六万円

(登録)

法務委員会議録第四号中正誤

ページ 段行 誤 正

二二六 午零時 午後零時

二二三 立権主義 立憲主義

三二九 報行 執行

昭和六十一年四月二十一日印刷

昭和六十一年四月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P